

予算特別委員会会議録

令和 5 年 3 月 15 日

宮 古 市 議 会

令和5年3月宮古市議会予算特別委員会会議録目次

(3月15日)

議事日程..... 1

出席委員..... 2

欠席委員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 2

開 会..... 4

総括質疑..... 4

討論・採決.....32

付託事件審査（17）.....34

討論・採決.....42

散 会.....43

宮古市議会予算特別委員会会議録

日 時 令和5年3月15日（水曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場



事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第1号 令和5年度宮古市一般会計予算
- (2) 議案第2号 令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- (3) 議案第3号 令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
- (4) 議案第4号 令和5年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第5号 令和5年度宮古市介護保険事業特別会計予算
- (6) 議案第6号 令和5年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算
- (7) 議案第7号 令和5年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算
- (8) 議案第8号 令和5年度宮古市浄化槽事業特別会計予算
- (9) 議案第9号 令和5年度宮古市魚市場事業特別会計予算
- (10) 議案第10号 令和5年度宮古市墓地事業特別会計予算
- (11) 議案第11号 令和5年度宮古市山口財産区特別会計予算
- (12) 議案第12号 令和5年度宮古市千徳財産区特別会計予算
- (13) 議案第13号 令和5年度宮古市重茂財産区特別会計予算
- (14) 議案第14号 令和5年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
- (15) 議案第15号 令和5年度宮古市水道事業会計予算
- (16) 議案第16号 令和5年度宮古市下水道事業会計予算
- (17) 議案第52号 令和5年度宮古市一般会計補正予算（第1号）

出席委員（20名）

竹 花 邦 彦 委員長
 畠 山 智 章 委 員
 古 舘 博 委 員
 今 村 正 委 員
 木 村 誠 委 員
 畠 山 茂 委 員
 鳥 居 晋 委 員
 高 橋 秀 正 委 員
 坂 本 悦 夫 委 員
 落 合 久 三 委 員

田 中 尚 副委員長
 田 代 勝 久 委 員
 中 嶋 勝 司 委 員
 白 石 雅 一 委 員
 西 村 昭 二 委 員
 小 島 直 也 委 員
 伊 藤 清 委 員
 工 藤 小 百 合 委 員
 長 門 孝 則 委 員
 松 本 尚 美 委 員

欠席委員（1名）

洞 口 昇 一 委 員

説明のための出席者

総括質疑

市 長 山 本 正 徳 君
 教 育 長 伊 藤 晃 二 君
 企 画 部 長 多 田 康 君
 市民生活部長 下島野 悟 君
 産業振興部長 伊 藤 重 行 君
 危機管理監 芳 賀 直 樹 君
 教 育 部 長 佐々木 勝 利 君
 財 政 課 長 田 代 明 博 君
 企 画 課 長 箱 石 剛 君
 新 里 総 合 長 蒲 野 栄 樹 君
 新 事 務 所 長 三 上 巧 君
 工 推 進 課 長 飛 澤 寛 一 君
 農 林 課 長

副 市 長 桐 田 教 男 君
 総 務 部 長 若 江 清 隆 君
 エネルギ－・環境部長 滝 澤 肇 君
 保健福祉部長 伊 藤 貢 君
 都市整備部長 藤 島 裕 久 君
 上下水道部長 竹 花 浩 満 君
 総 務 課 長 盛 合 正 寛 君
 契約管財課長 菊 池 敦 君
 田 老 総 合 長 齊 藤 清 志 君
 事 務 所 所 長 菊 地 俊 二 君
 川 井 務 所 所 長 久 保 田 英 明 君
 事 務 所 所 長 菅 野 和 巳 君
 環 境 課 長
 建 築 住 宅 課 長

付託事件審査（17）

総 務 部 長 若 江 清 隆 君
 保健福祉部長 伊 藤 貢 君
 財 政 課 長 田 代 明 博 君

企 画 部 長 多 田 康 君
 地域保健医療推進監 菊 池 廣 君
 健康課長 早 野 貴 子 君

議会事務局出席者

事務局 長 佐々木 雅 明
主 査 南 舘 亜希子

次 長 前 川 克 寿
主 任 吉 田 奈 々

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（竹花邦彦君） おはようございます。

ただいままでの出席は20名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

本日は、令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計予算の全般にわたる総括質疑を行います。なお、運営要領により発言の時間は質疑答弁を含め1人30分以内とし、質疑は簡潔明瞭に一問一答でお願いをいたします。また、市当局には反問権も認めます。

発言の際には、自席にて起立の上、お願いをいたします。

○

総括質疑

○委員長（竹花邦彦君） 事前に7名の委員から通告を受けておりますが、洞口委員から欠席届が提出され、これを受理いたしております。よって、6名の委員に提出順に質疑を許します。

質疑の順番は、西村委員、畠山茂委員、田代委員、落合委員、松本委員、田中委員の順番で行います。

それでは、最初に西村委員に質疑を許します。

西村委員。

○委員（西村昭二君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

私は、説明資料66ページの7款1項3目横沢温泉静峰苑木質ボイラー更新工事实施設業務委託について、このところで質問をさせていただきます。

通告にありますとおり、ボイラー更新に係る施設設計業務委託費用が300万円と計上されておりました。先日の委員会の審査で、更新するボイラーの燃料は木質チップかペレットを予定していて、そして工事費を除いたボイラーの本体価格が木質チップボイラーで約7,000万円、ペレットボイラーで3,000万円との説明がありました。そうすると、恐らく7,000万円のチップボイラーであれば総工事費1億円を超えることも想定されるということです。

木質ボイラーの導入に反対するものではありませんけれども、これらのボイラーに比べて導入費用が安価で、そして今、宮古市でも今後林業に力を入れていくと、今も一生懸命やっておりますけれども、そこで、安価で間伐材を利用できるようなボイラーを、私はそれらも選択をする必要があったのではないかと考えております。

今後、公共施設のバイオマスのボイラー、そういったところの先進の参考事例になることもありまして、ここは質問させていただくんですけれども、導入に当たって慎重な再検討が私は必要だと思うことで、市長に伺いたいと思います。

まず1つ目が、更新の検討段階でなぜまきボイラーが候補に上がっていなかったのかというところをお伺いしたいと思います。

2つ目が、木質……。

○委員長（竹花邦彦君） 西村委員、一問一答で。

○委員（西村昭二君） 1つですね、はい。まずこのところをお伺いしたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 更新の検討段階でまきボイラーもこれは考えたわけでありまして。まきボイラーを考えた

ときに、燃料の補給がある一定時間ごとに人手がかかって、自動でできないというのが言われておりました。それが一つと、それから燃料費を、材料の価格がペレットと、それからチップに比べて高いという、この2つが理由でちょっとなかなか難しいのではないかなと。20年なら20年を考えたときに長いのではないかなということ、今はチップと、それからペレットと比較をしながらやっている状況であります。

一つは、まきボイラーが人手がかかるんじゃなくて自動でうまくやれるような状況、それからもう一つは、もうちょっと安価に原材料を手に入れることができないのかと、これらがちょっと問題になっていますので、これらを解決ができるのであれば、やはりまきボイラーも候補の中に入るというふうに考えてございます。

○委員長（竹花邦彦君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） 今、市長のほうからは検討段階でまきボイラーのお話もあったとありますけれども、先日の委員会の中では候補の話はなかったというのを私は聞いていましたので、そこで、まきボイラーの検討もあったんだと。今その理由が、燃料が自動で投入できませんというところがありましたね。

それで、まきボイラーの自動で投入をできないというところですけども、恐らくその説明はボイラーに入れてからなのか。ただ、ペレットにしてもチップにしても当然人の手で入れなきゃならないと私は思っています。

それで、あとはまきの価格の話もありましたけれども、そこはやはりまきとして例えば販売しているものは、もう製品化されて多分高いのかなと。ただ、今、産業振興部のほうで農林課のほうでも自伐型林業、あとはそれに伴う間伐材の利用とかそういったものがあります。仮にペレットが安い、チップが安いと私は聞きましたけれども、逆にそこはまきのほうが安く私は手に入るのではないかなと思っています。そこに、林業を推し進めていく上で間伐材の利用を地元でできるというところをなぜ生かさないのかなと。あとは、自動に投入できるというメリットってありますけれども、野田村のえぼし荘なんかでもまきボイラーを導入している実績があつて少し調べてみたんですけども、1日に3回程度の投入で済むとあるんですね。先日の委員会では3時間置きぐらいに投入しなきゃならないというのもあったんですが、そういったいろんなボイラーもありますし、ちょっとその辺を情報が恐らく不足していたんだろうと思っています。

ペレットとチップの燃料の確保なんですけれども、これ、もし全国的にこういったボイラーチップ等が普及していくと、恐らくさらにまた今度、逆に燃料の確保のほうが将来的に私は不安な気がするんですけども、その辺はどのように考えていますか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 私のところに上がってきた情報によりますと、まきの場合、今、西村委員が言ったように、三、四時間ごとに燃料を投入しなきゃならないというふうに聞いています。ただ、今の西村委員のおっしゃるようなことが実際にできるのであれば、またこれは考え方が違ってくるんだろうというふうに思います。ですので、その点に関してはもう一度確認する必要があるだろうというふうに思います。

今、まきの価格が1 t 当たり4万円というふうに言われています。ペレットの場合が1 t 当たり6万円、それからチップの場合が1 t 当たり6,500円と。ですからペレットはなかなか難しいのかな。ただ、ペレットのほうはボイラー自身が安いので、それらを含めて検討していきますと、年間のコスト面をボイラーも含めて考えていくと、今のところ、まきだと300万円、ペレットだと400万円、チップでも400万円、それから今使っている灯油であれば300万円というような形の、大ざっぱですけども、これ。ですので、これらを含めてやはりもうちょっと精査していく必要があるだろうというふうに思います。

情報がどの程度の情報なのかもう一度確認しながら、それからまた、他自治体等で行っているようなボイラーの使い方も含めて、もう少し精査する必要があるんじゃないかなと今思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） 分かりました。まさに市長がおっしゃったように、恐らくまきボイラーに関しての情報不足が私はあったのだろうと思います。ここは、導入している施設を調べていただいてもう一度再検討をしていただきたいと思いますので、今、市長の答弁はするように捉えましたので、そこはよろしくお願いします。

続いて、2番の質問も今のところである程度理解はできましたので、そんなに深くはいきませんが、その後、まきの燃料代というところ、あとチップ、ボイラー、先ほど市長のほうから説明ありましたが、燃料代は大体、年間はさほど変わらないんだろうというところで理解はしました。

ただ、まきボイラーに投入するまきの確保は、私はさほど難しくはないだろうと。チップも確かに製品があれば運んでいただいて購入することはできると思いますけれども、なぜ広大な宮古市で取った、切り倒した木をわざわざほかに運んでチップにして、そしてそれを燃料で燃やすのか。それであれば林業者が直接持ち込むことができるような、まずそういった環境も整備して、そこを林業者に対して、宮古市ではこういうふうに関伐材を活用していくのだと、そうすることによって林業者の雇用の部分とかを推し進めていけると思いますので、その辺の考えについて、私はそういうふうに思いますけれども、そこは市長、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） やっぱ一番のネックは、先ほどお話をさせていただきましたけれども、まきの値段ですよね。仕入れる金額、それから人手がどのくらいかかるか、この2点だと思います。その部分をクリアしていけば、まきストーブでも十分に使っていけるのではないかなというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） まきの値段になってしまうとあれですけども、私は1 t 4万円というのが、その数字が正直本当なのかというと、例えばTWで1台買っても大体8万円ぐらいなので、そうすると1 t 4万円ではなくて、TWだと恐らく10 t ぐらいは積んでくるので、この値段もホームセンターで売っているようなまきの値段なのではないかなというふうに私は理解しております。ですので下調べが全く足りていないんだろうというところで、ここは市長、ぜひ見直しをお願いします。

もちろん市長も今のオール電化の恐らく住宅だと思いますけれども、例えば今でもまきストーブを使っている方が果たして1 t 4万円のまきを使ってストーブを燃やしているのかというところを少しちゃんと調べていただいて、この辺はぜひ見直しをお願いします。

続いて、3番目の質問に委員長、移らせていただきます。

○委員長（竹花邦彦君） 西村委員、どうぞ。

○委員（西村昭二君） まきを導入するメリットというか、横沢温泉は早池峰山の麓にあって、非常に魅力的な施設であると私は個人的に思っています。秘境的なロケーションで、まきボイラーを利用しているよということもコマーシャルにもなると思います。先日も岩手日報さんのほうに横沢温泉でチラシを入れていましたので、ある意味、いろんな地域の方に利用してもらって商売としてやっていこうという意思表示が私には見えているんですね。

それで、まきボイラーを導入することによって、大浴場のお風呂だけでなく、このロケーションを利用

して、例えば露天風呂なんかを利用して、観光として自分でまきを割って、そして自分で例えば五右衛門風呂のようなところに入るとか、様々ないろんなコマーシャルをすることができると思うんですけども、これもペレットのボイラーとか木質チップのボイラーを導入するとできないことであります。

ただお湯に入るだけではなくて、産業振興部観光課とか、いろいろ閉伊川流域の体験型観光とも絡めることが私はできると思います。これが早池峰山の秘境的な、都会の方から見ると秘境に行つて自分でまきを割って自分で露天風呂に入ると、またこういったことも可能になってくると思うので、ただお湯を沸かすだけではないというところで、やはりまきのボイラーというのは導入して、そしてそのボイラー用のまきをまた自分たちで楽しみながら宿泊していただけるといったような可能性も広がってくると思うので、いろんなメニューと組み合わせることができると思いますので、私はやはりまきボイラーがいいんだろうと。そういった観光戦略のようなことも考えていかないと、利用料で運営できるような施設にしていける可能性はあるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の考えを市長、お伺いします。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ご提言ありがとうございます。

その施設を動かすことだけを今まで考えてきましたけれども、今のように、西村委員がおっしゃるように、様々な観光の面あるいは地域活性化の面からも、ぜひそれも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

また検討していただいて、まきボイラーになると設計費用も恐らく安くなりますし、私の調べたところだと、えぼし荘は1,600万円ほどで9 tの貯蔵タンクを持ったまきボイラーを設置しておりますので、1億円もかからなく1,600万円、今、工事費も上がって、もしかしたら2,000万円ぐらいかかるかもしれませんが、約5分の1の価格でそういった同等の性能を持った給湯施設ができます。その辺をきちんと精査していただいて、そして産業振興部農林課のほうともいろいろ情報共有してぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私からは以上になります。ありがとうございます。

○委員長（竹花邦彦君） 次に、畠山茂委員に質疑を許します。

畠山委員。

○委員（畠山 茂君） どうもおはようございます。

それでは、予算特別委員会の総括質疑を通告に従って2款1項1目その他ということで、職員給与に関連してお伺いをしたいと思います。

令和5年4月から地方公務員の定年引上げが始まります。本市も条例改正が行われて、今後は5年に1歳ずつ段階的に65歳まで定年が引き上げられる見通しとなっています。職員の処遇は、現場のやる気や生きがい、そしてまた、採用試験の応募者数を左右する重要な問題と考えます。一方で、給与については財政の裏づけが必要です。

そこで、職員の処遇改善と財政に与える影響についてどう考えているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

まず、1点目に定員管理の考え方についてお伺いをいたします。

定年引上げに伴いまして、60歳に達した職員の給与はそれ以前の7割水準とされています。こうした職員の増加は短期的には財政負担の増加を招くと思いますが、どのように認識をしているのか伺いたいと思います。

また、令和4年度に実施した全庁業務量調査の結果を踏まえ、今後の定員適正化計画における定員管理の考え方を併せてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） まず、60歳に達した職員であります。今でも再任用制度を取らせていただいております。今後は職員給与を7割水準で行うということになりました。ですので、今までと大体似たような措置となりますので、大きな財政負担が生じるというふうには考えてございません。

全庁の業務量調査でありますけれども、これ、定員管理への反映を目的としたものではございません。デジタル化社会における業務改革を進める上で実施したものでございます。令和4年度は業務量、そして業務構造の現状把握を行うために実施をしたものでございますので、どのような事務作業に時間を費やしているかというふうな特徴的な部分を可視化したものでございます。今後、可視化された業務の分析、最適化、標準化を進めながら、行政運営の簡素化、効率化を進めるということになってございます。

○委員長（竹花邦彦君） 畠山委員。

○委員（畠山 茂君） 分かりました。定員管理の考え方ではなくて、業務改革を進める上で可視化、見える化を図るために今回は全庁調査を行ったというふうに理解をいたします。

この間、同僚の一般質問あるいは新年度予算の審議でもご説明がありましたけれども、宮古市はそれこそ10万人規模の業務量が今はあって、そしてまた勤務時間も長いというような説明も審議の中でありました。そういった中で、コアあるいはノンコアの業務の分業化を今分析しているんだという説明もありましたので、ぜひそこは今年度も続けて、後から議会にも説明があるというこの間の説明もありましたので、そこは少し見ていきたいなというふうに思います。

2年前にも私は、行政のDXということで行政のデジタルトランスフォーメーションを取り上げたことがあるんですけども、そのときも説明しましたけれども、AIとか横文字のロボティック・プロセス・オートメーション、こういった先進的な取組を入れている自治体ではやっぱり業務量の時間数がかなり軽減されているということもそのときにはご紹介をいたしました。今日はちょっと時間がないので紹介はしませんが、いずれそういった取組が、先ほど言った業務量のところで、宮古市はまだまだ極端に言えば2倍ぐらい皆さん業務量を持ってやっているということにもなるので、ぜひそこは軽減に努めてもらいたいなというふうに思いますし、新年度の予算の質疑でも、見ていて新しい事業がまた増えています。

そういった中で、一方では業務のほかの今までの統合とか廃止というのがなかなか私には見えてこなくて、これだとどんどん職員の業務量は増えていくばかりだなというふうに思っていて、もう少しここは取捨選択をする、業務も見直していく必要があると思うんですが、市長はその点はどのように今見ているか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 畠山委員のおっしゃるとおりだというふうに思います。

今、我々がやらなきゃならない業務量は毎年毎年増えています。やっぱり簡素化する部分、この間もお話しさせていただきましたが、コアの部分とノンコアの部分、そういう部分をきちっと整理して、そして本当に職員がこの仕事をしなきゃいけないという仕事をしっかりしていただいて、ノンコアの部分に関してはやはりデ

デジタル化をしたりとか、それからその部分の人員を確保したりとかしながらしっかりまとめていく部分と、それから今後やらなきゃならない部分を整理しながらやっていきたいというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 畠山委員。

○委員（畠山 茂君） ぜひ期待をしたいというふうに思います。

本当は要員計画のほうもちょっと聞きたかったんですけども、今回の業務はそれではないということなのでそこは触れませんが、いずれ業務量と定員あるいは人件費、コストといった部分、これはバランスが必要だと思いますので、ぜひこれからも市政運営、期待をしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。2点目に移ります。

2点目は、新規採用についてお伺いをしたいというふうに思います。

定年引上げに伴いまして、令和15年度まで退職者が2年に一度しか発生しない状況になります。新規採用の抑制がそういったことで懸念をされます。具体的には、令和5年度は定年退職者が発生しないので、例えば毎年20人の今まで退職者がいたとすると、今後10年間は令和5年度は退職者がゼロ、次の年に合わせて40人、その次の年はゼロ、次の年は40人と、退職者の数が極端になるというふうに思います。

そうした中でも、新規採用者の補充は平均して例えば20人を採用するなど、将来の職員の年齢構成を考慮した平準化が必要だと考えますが、この点、新規採用をどのように考えているのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） おっしゃるとおり、新規採用職員数の平準化というのはしっかり行っていくということにしています。過去に遡って、ゼロ・ゼロ・ゼロと続いた年もあって、その影響が後年度に必ず出てきますので、平準化をしっかりしていくということ、それから多様な試験制度を活用しながら人材の確保を進めるというようなことにしていきます。

○委員長（竹花邦彦君） 畠山委員。

○委員（畠山 茂君） 市長の答弁で、従来どおりの考え方でいくということなんで、その点は理解をいたしました。

ぜひ、宮古市役所は市内の業者というか、会社の中でもやっぱり一番の大規模な会社で、雇用の受皿としてもやっぱり大事なところだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3点目に移ります。3点目はラスパイレス指数についてお伺いをいたします。

本市のラスパイレス指数は依然として県内14市でも最低となっていて、以前にも議会でこの点を指摘いたしました。その際、市長も改善の意向を示されています。

そこで、まずは現状に至った要因をどのように分析しているのか、そして併せて、短期、中期的計画を策定して処遇改善に努めるべきだと私は考えますが、新年度以降どのように取組を予定しているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ラスパイレスは、この数値は国とまず比較している数値であります。国と比較した場合に30代の後半以降の職員の数値が低いという状況があって、ラスパイレスが低い状況が宮古市の場合はございます。昇給ベースの遅さが要因であるというふうに思っています。

ただ、宮古市の場合は、県内の14市の平均給与月額からいきますと2番目の高さになっています。給与月額

は7番目、それからそのほかの諸手当については1番目というような数値になってございますので、国の数値と比べてラスパイレスは低いんですが、給与自体はそんなに平均的に低い状況にはありませんが、中間層の部分の昇給のスピードが少し遅いということで、令和4年度でございしますが、少しこれを改善いたしております。ですので、令和4年度の94.3から今94.7、0.4%は上昇していますので、この状況をもう少し続けていきながらラスパイレスの数値を上げていくような形を取っていきたいというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 畠山委員。

○委員（畠山 茂君） 今、市長の説明ですと、30歳以降の昇給ベースが遅いのが主な原因だというふうに私は理解をいたしました。

ただ、全体の給与、手当を含めた部分の平均は、県内でもそんなに下のほうではないよという認識だというふうに思います。私もそこらは知識はそんなにいっぱいあるわけではないので、数字だけを見ると、何で人事院勧告は普通に皆さんとやっていてこれだけ差がついたのかなという素人的な認識で疑問を持っていたんですが、いずれ令和4年度に改善点も取り入れて、徐々に多分これが積み重なっていくとその差が縮まってくるんだろうというふうには認識をいたしますけれども、ラスパイレス指数からいくと、ぜひ県平均であったり、あるいは沿岸の市の中ではトップを目指すような、何かそういったことも考えながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

私は以上で終わります。

○委員長（竹花邦彦君） 次に、田代委員に質疑を許します。

田代委員。

○委員（田代勝久君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、私、田代勝久が質疑させていただきます。

順番に行いたいと思いますが、まず2款1項8目のJ R山田線利用促進事業について、説明資料の21ページでございます。

J R山田線の営業係数、これはここの場にいる皆さん、認識していると思いますけれども、盛岡・上米内が1,658円、上米内・宮古が100円収益を上げるのに5,877円であります。これ、財務諸表を見るまでもなく、採算面ではもはや、私の認識ですが、営業努力では状況を打開するのは絶望的であると、私はそのように認識しております。新年度、利用促進事業として300万円が計上されておりますけれども、予算の規模的にも事業の内容的にも、見込まれる効果は微弱であり、現状を劇的に改善するのは難しいと思います。

まず、市長に認識をお伺いいたしますが、この山田線の現状をどのように認識されているか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） J R山田線の経営は厳しいものと、それは田代委員がおっしゃるとおりであります。ただ、赤字だから、大変だからというのも一つですけれども、やはりここに鉄道のある意味というのものは必要なことだというふうに思います。何でも赤字だから、じゃここをやめるんだということには私はならないというふうに思っています。

東日本大震災のときに、山田線は釜石から宮古を経由して盛岡までの線でございました。ところが、その宮古と釜石の間の山田線は、J R東日本の言い方をすれば、ここの部分を海山田線と言うらしいです。宮古から盛岡までを山山田というふうに呼んでいます、彼らはですね。その中で海山田の部分は、これをJ Rが復旧

して、そしてそれを三陸鉄道の中に移管をして、そこの部分に関しては我々がその後の運営を行っているということで、ＪＲに対しては、それぞれ経営の面において山田線というものを我々も負担しながらやっていくんだということを今やっています。それで山田の部分に関しては、これはＪＲが責任を持ってやっていくんだというような話で進んでおるところであります。ただ、田代委員が今データをお示したように、かなり厳しい状況にはございます。

その中で、盛岡と上米内の部分、それから、このくくりがちよっと私は違うんじゃないかなと、上米内から宮古の部分というふうに言っていますが、今現在、朝夕は川内から宮古という部分で運行しています。ここのデータを出しながらやはり比較していくべきではないかなというふうに思っています。ここの２つの箇所は、沿線の住民が通勤通学、通院に使っているということでもあります。ただ、それでもまだ赤字ではありますが、大きな赤字というわけではありません。

全体的にここの部分をこれから運営していくためには、我々もＪＲも一緒になって観光面での取組を進めていくというような形で、赤字額を少なくしていくということで、劇的に例えば来年度によくなるとか再来年度によくなるというふうには私も思っておりませんが、長い目で、ぜひ採算が取れるところまでみんなで頑張っていきたいなというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） 大変丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

情緒的には私も山田線、長い間、宮古市民はじめ関係している盛岡、愛着もあるだろうというふうには思うのですが、これはやはり採算がここまで悪化しているということも非常に重く受け止めなければいけないことであるというふうに、やっぱりそこは現実的にもはや考えるべき時期なのではないかなと。

また、鉄道になぜ固執するのかなという切り口もありまして、じゃ鉄道がなければ公共交通が成り立たないのかという問いもあるんです。テクノロジーはこの間、長い間山田線が公共交通の役割を担ってきたという一面はあると思いますけれども、その間にもテクノロジーは進歩しましたし、様々なテクノロジーを私の表現で言いますと使い倒してやれば、ほかの方法、ほかの選択肢、考えられるのではないかな。新しいというか我々に合ったエコシステムを構築する、そういう方向で市長、考えていただけないでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいです。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） まず、ＪＲ山田線の経営母体はＪＲ東日本にあります。我々ではありませんので、我々がどうする、こうするという事ではないということはまず言っておきます。

その中で、ＪＲ山田線、何で鉄道に固執するのかと。公共交通は、例えば道路もそうですけれども、一つのものでみんな全て例えば補完するということではないと思います。平成28年の台風10号で国道106号が寸断をされました。11日間寸断、それから3年間片側通行になりました。そのときにＪＲ山田線が大きな役割を果たしています。宮古から茂市までの間は、物の運び、人の運びはＪＲ山田線が担いました。

そういうふうな状況があるので、公共交通として例えば今「106急行・特急」を県北自動車が走らせていただいております。もう一つはＪＲ東日本がＪＲ山田線を走らせていただいております。一つの公共交通機関だけではやはり賄いきれない部分は、災害等が起こった場合にはどちらかがどちらかを補完するというふうなこともあるわけありますので、ぜひ我々は、盛岡との間のＪＲ山田線というのは大事に存続させたいというふうに思います。

確かに田代委員がおっしゃるように、採算的には非常に、普通であればもうやめてもいいというようなところかもしれません。しかし、我々社会的に、あるいは自分たちの生活を守るためには必要なものもあるので、それらはみんなでどうにか維持するように頑張っていきたいというふうに思っています。ですので、ＪＲも頑張ってください、それから私ども宮古市も頑張る、それから盛岡市も今一生懸命このＪＲ山田線を存続させるために頑張ってくださいしております。そして県も同様でございます。みんなでこの線がなくならないように、それは我々がここで生きていくためのやはり一つのツールでもあります。大事なものであるというふうに思っていますので、ぜひ存続に向けてはしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） また丁寧な答弁をいただきまして、山田線に対する市長の思いは非常に重く受け止めなければいけないなというふうには思います。

ただ、その思いだけ受け止めるには、ちょっとやはり採算面、あまりにもこれは大きなものでありますし、また専門家、有識者、ここにも書きましたけれども、状況を打開して、ゼロベースで受益者とそういう対話の場を持ってもよいのではないかというふうに考える。私は今後の対応策、もうちょっと広く知見を求めるべきときなんじゃないかなというふうにも思うんですけども、そういう場を設けていただくわけにいきませんか。市長、答弁お願いします。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） まず、ゼロベースで考えたほうが良いという田代委員のご提案であります、もうできているものをゼロベースで考えるということはある得ないと思うんですね。そこは考え方が違うんだと思います。

それで、田代委員はＪＲ東日本の立場で考えているような気がするんです。我々は、ここに住む人たちの立場で考えれば、やはりゼロベースでは考えられないというふうに思います。

だからその上で、１月に山田線沿線の自治体の首長会議というのを立ち上げました。その中で様々な目標を掲げて取り組んでいます。その中にも専門家をお呼びしたりしながらやっていくというような方向性が示されておりますので、そのような形の中に、専門家の意見等も入れながら考えていくということにしております。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） 話合いの場は既に首長会議等で持っている、だから、そういう場を持ってそこで対話を既になさっているというご答弁だと認識しました。

しかしながら、やはりこの間もテクノロジーって進歩しているわけで、テクノロジーが進歩すれば最適解というものも変わっていくんだと思うんです。本市の状況というのも、やはり人口減少等ありますから変容していくわけですから、それに合わせたエコシステムというものを考えていくべきではないのかなというのは私の意見です。意見だけに今回とどめて、次の質問のほうに移らせていただきます。

次は、４款１項７目のエネルギー推進費について、説明資料の４６ページですね。これをやりたいと思います。

地域脱炭素関連の事業として約２億４００万円の予算を計上されております。市は、これにより再生可能エネルギーのさらなる普及を目指す考えということですが、再エネは他のエネルギーに比べてコストや安定性で課題があり、大規模な予算投入には私は疑問があるというふうに思いますし、客観的にもそういうふうに見えると思います。次の点について市長の見解をお伺いいたします。

１番目として、住宅用発電、蓄電システムや電気自動車の導入補助事業の費用が計上されております。初期

投資のみを促す手法は、長期的には市民の負担にはならないか、その辺の認識を市長にお伺いいたします。お願いします。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 長期的な市民の負担にはならないと考えています。自分たちのところで自分たちが発電して、自分たちが使うエネルギーを自分たちがつくるということをしますので、そのこと自体が市民にとって負担になるという、軽減にはなることがあっても負担になるということは、私はないというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） 自分たちで賄うというふうに、市長はそういう認識、そのことに価値があると。しかしこれ、補助事業ですので補助金を幾らか使う。それは、我々が自主財源として稼いだお金でやるのであれば何の文句も、誰も文句は言わないと思うんですが、これはほかのところから頂いてくるようなお金でこの事業を進める。そうしますと、やっぱりこれ、どう考えても第一義として、そもそも私が考えるのは、電力というのは結局コストを第一に考えざるを得ない、そういうふうに思うわけですね。自分たちで賄うから、それに対する初期費用のコストであるとかそういったもろもろをあまり考慮せずに、そのことばかりに固執するのはいかなものかというふうに私は思うのですけれども、その辺に関しての市長の認識をちょっと聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 田代委員のコスト最優先の考え方は、これは高度成長期の考え方だと私は思います。今はそういうところではなくて、やはり脱炭素化に向けた取組、それから我々が我々のところで使うエネルギーを我々自身がつくって、そして我々が使うということをするためにはじゃ何をすればいいかと考えたときに、やはり原料がかからない再生可能エネルギーに取り組むのが最善の方法ではないかというふうに私は思います。その政策に従って我々はやっています。

東日本大震災のときに、我々は電気がなくて、燃料がなくて、そして我々は非常に大変な生活を強いられました。ですから、そういうことを考えると、自分たちのところでつくれる、そういう電力を自分たちで持って自分たちで使うと。地域内でそれをするために経済循環もそこから生まれてくるということで私は考えて、今の政策も議会の皆さんにもご理解いただいて進めておるところであります。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） それでは、今、住宅用発電と蓄電システム、これらの耐用年数というのはそれぞれのくらを想定しているのかということを当局の方でもいいので説明していただけますか。

○委員長（竹花邦彦君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） 住宅用太陽光パネルの耐用年数は16年、蓄電池の耐用年数が7年というふうになっております。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） そうしますと、この耐用年数の時期が来たら、また補助金で賄ってこれを再構築すると、そういう認識でよろしいですか。

○委員長（竹花邦彦君） 三上課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） 現在は耐用年数の間で利用しております。

現在補助している目的としまして、こういった取組を推進していきたいというふうに考えております。何し

る最初の導入のためにこういった補助制度をつくって、なるべく普及していきたいというふうに考えております。現時点では、一度補助した方には二度目は補助しないというふうな制度でやっております。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） やはりこれは、私が指摘したとおり、初期投資のみを促す手法というのは市民の負担になりかねないというか、もうこれはなると、私は確信に近いものを今得たわけですけども、これ、やはりコスト面をちゃんと算出して、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングということを私は一般質問で推進しようというふうに言って、市長もそれにはおおむね同意していただいたわけですから、ぜひエビデンスを、エビデンス・ベーストなそういったデータを明確に示していただきたい。これできますね。どうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員、質問に戻ってください。

○委員（田代勝久君） どういうことですか。

○委員長（竹花邦彦君） 今、エビデンスとかそういうものをやり取りすることではなくて、本来の予算質疑の趣旨に戻って質問を続けてください。

○委員（田代勝久君） 分かりました。失礼いたしました。趣旨とはちょっと離れたようでございます。

ですから、そういったエビデンスに基づいて、こういった蓄電システムとか耐用年数が幾らで、その都度コストがかかるわけですから、やはりそういったことをデータに基づいて、根拠に、証拠に基づいて政策を立案していただかないことには、これコストが幾らかかるか分かりませんよ。だから、そういう状況でこれを推進するというのが果たして公共の福祉にかなっているのか、そういう疑問も湧いてきます。これは意見にとどめておきたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 初期投資します。そうすると、電気はある程度のそこで発電するものは買わなくて済むわけですよ。ですから、家庭的に言って、太陽光発電をつければ、太陽光発電から発電する部分の電気は自分たちのところで使えるわけです。そうするとその電気をほかから買わなくても済むので、初期投資をしてそれが何にもならないというのであれば、それは田代委員が言うように問題だと思います。けども、それから生活していく17年なら17年の間に使う電気の総量とは言いませんけれども、ある一定の部分の電気料は買わなくても自分たちでつくって自分たちで使えるわけですよ。ですから、そういう部分のために太陽光発電に対して補助を出したり、蓄電池に対して補助を出すというようなことをしているわけでありまして。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員、既に地域内経済循環の質問等にも少し関わってきて、市長が答弁をいたしておりますので、そこにも含めて質問を続けてください。

○委員（田代勝久君） 今、多分先に進んでくれという趣旨なのかもなとちょっと思ったんですけども、今、市長の答弁を聞いて、やはりエビデンス、データをもうちょっときっちり出していただきたいと思います。それが、市長が今おっしゃったことが裏づけられるようなデータを出せるはずですよ。ですから、それをやっぱりエビデンスベーストでお願いしたいなというふうに思います。意見にとどめます。次に進みます。

市は再エネ……

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 一つ一つのエビデンスは、その装置をつけたりその家をつくるときにそれぞれがそれぞれに設定して、このくらいの大きさの太陽光発電をつければこのくらい自分たちで使えますよと、それから場所によっても違うし、一つ一つ家庭によっても違うし、それから家によっても違いますし、蓄電池を入れて、

昼に使うか使わないかによって、それを夜にどのくらい使えるかというのは装置装置ごとに全部違いますので、それは一つ一つをきっちと精査しながら事業は進めていくということになります。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） エビデンスですので、やはり何かこのくらいとかあのくらいとかと言われても私はちょっと分からないので、数字できっちと出していただくことをお願いしたいなとぜひ思います。

次に進みますので。

○委員長（竹花邦彦君） はい、どうぞ。

○委員（田代勝久君） 市は再エネ、脱炭素による地域内経済循環を強調しておりますけれども、同規模の予算であれば有効な経済政策が可能ではないのか。あえて再エネで目的を達成しようとする意義とは一体何ですか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 再エネで宮古市の経済循環を全て賄うとは言っていないですよ。再エネ事業によって、外に流れている様々な発電事業とかに対するいろんなことが、自分たちの中で建設したり、あるいはそれを管理したり、いろんなことをすることによってここの中に経済活動が生まれると、それが市内で回るということを言っているのです。ちょっと誤解のないようにひとつお願いします。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） まあそうですね。時間がないのでちょっと先に進みます。答弁、私も今、真意はちょっと図りかねるところなんですけれども、時間がないので、多様なエネルギー源を用いた発電事業でありますけれども、市のエネルギー政策を決定するに当たって再エネ以外の選択肢は考慮しなかったんでしょうか、教えてください。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） そもそも、我々のところでエネルギーをつくるというときに、やれる事業というのを考えたときに再エネ事業しかないというふうに思っています。ここに原子力発電を持ってくるわけにもいきませんし、それはもうみんなで納得済みであります。それから、今さら石炭火力でもありません。そういうものを考えて、我々のところでやれる発電あるいはエネルギーの確保は、やはり再エネしかないというふうに思って今進めておるところであります。

○委員長（竹花邦彦君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） 非常にこれ複雑な問題、いろいろ勘案しなければいけないこと、様々な問題だなというふうに改めて思います。

経済産業省の政策もやはり何か論争があるやにも思いますし、新聞によって論調も様々あるということなんです。結局は国策に沿って再エネ事業を推進するのであれば、それは妥当性というものも出てくる可能性は、そういう面もあるかなとは思いますが、国際競争とかということを考えて産業を推進すると、国全体で考えるということになった場合に、やはりコストという面をあまりにも軽視し過ぎるのは、僕は危険だなという、そういう意見だけ申し上げて、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（竹花邦彦君） 次に、落合委員に質疑を許します。

落合委員。

○委員（落合久三君） 市長総括質問を行うに当たりまして、会計年度任用職員についての身分、待遇に関する私の理解についてかいつまんで述べた上で、質問したいと思います。

私の質問の趣旨は、テーマにあるように会計年度任用職員の処遇の一層の改善ということに尽きます。

会計年度任用職員は、2020年に創設をされ、地方公務員法が適用される地方公務員だと理解をいたします。その勤務条件はと言えば、任用形態はフルタイムとパートタイムの2形態であります。任用期間は原則1年で更新は2回までですので、勤務を始めてから最長で3年が上限だと理解をいたします。ボーナスは、フルタイムの方もパートタイムの方もいずれも期末手当は支給されますが、勤勉手当は支給されていません。当然、時間外手当も年休なども利用が可能となっております。退職手当については、フルタイムにはありますがパートにはありません。社会保険はフルタイムにはあり、パートの方も昨年10月より加入対象になったと聞き及んでおります。以上が、端的に言いますと私が理解をしている会計年度任用職員の身分、処遇に関する理解であります。

こうしたことを踏まえて、令和5年度の予算案の中の付表の中で宮古市の会計年度任用職員の数字も記載されております。その会計年度職員数は概算で450名ほどであり、そのうち、フルタイムで働いている方が77人、パートの方が、見れば分かりますが、たしか375人ぐらいだったと思います。

そういう状況であります。これらの職員は住民の暮らしを支え、住民サービスを提供する上で大きな役割を果たしております。これは、同僚議員がかつて質問したのに対しても市長が明確に答弁されている点であります。つまり、窓口業務に限らず基幹的な業務も担っているという答弁でありました。これらの職員がさらに安心して働き続ける制度にする必要があると考え、以下の点で市長の所見をお伺いするものであります。

1番目、公務員のボーナスは期末手当と勤勉手当で構成されておりますが、会計年度職員は期末手当しか支給されていません。どうしてなのかという素朴な疑問を抱きます。これはぜひ改善をすべきだと思いますが、市長の認識、所見をお伺いいたします。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 地方公務員法の一部改正が令和2年度にございました。会計年度職員の採用方法や任期等が明確化されたところであります。ここは落合委員が今おっしゃったとおりでございます。

その中で、地方自治法の一部改正によりまして、会計年度任用職員に対する期末手当の支給がこの時点では可能となったということではありますが、この時点では、総務省の通知におきましては、勤勉手当に関しては支給をしないというのが基本であるというふうにされてございます。

しかしながら、令和5年、今年の3月3日に閣議決定をされた内容でございますが、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法改正案が閣議決定をされてございます。ですので、間もなく勤勉手当の支給がされるものというふうに思っております。

以上です。

○委員長（竹花邦彦君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 私も、今年1月23日の岩手日報にも、今、市長が最後に答弁した会計年度任用職員にも勤勉手当を支給する方向で総務省は動き出したと。別の新聞では、今通常国会をやっていますから、ここで最終的には決まって、多分2024年度からこれが実施される見通しだということが各紙で報道されています。その意味では、1番目の質問で、どうして勤勉手当が支給されないのかなという疑問はこの点で私も改善の方向で動いているんだなというのは受け止めました。

そこで、そもそも国や総務省が会計年度職員制度を導入するときに、なぜ期末手当は出すが勤勉手当は出さないのかという、どう考えても何を根拠にそういうことを決めたのかなというのはずっと不思議に思っていま

した。どうしてかといいますと、国家公務員の非常勤職員には勤勉手当、出ているわけですから、この間も。そういう整合性が、全然地方公務員の場合には勤勉手当は会計年度職員には支給されない、当然これについては、県段階では徳島、京都が国にそれはおかしいと、改善すべきだと意見を上げたと聞いております。それ以外の市町村でも当然だったと、当然の声が上がったようです。

そういうこともあって、今、市長が答弁した最後の閣議決定で、そしてこれを通常国会でも決定をして2024年度からというのは、その意味では私もやっぱり声を上げてよかったなというふうに思っております。

ぜひこの点は、その意味では一步前進といいますか、そういうふうに思っておりますので、これが可及的速やかに実行に移されることを期待したいと思います。

2つ目ですが、会計年度任用職員の任期についてであります。

この問題では、通告には簡単に書いてありますが、最高裁判所の判例や国際労働機関の提言でも処遇改善が示されております。その趣旨は、任期は無期限のものとすることが法の建前である、これは最高裁判例であります。ILOの提言は、正職員となる機会を与えなければならない、これは、公務員の民間と違うという意味で、公務員として採用するからにはそうすべきだというのがそういう趣旨であります。その意味で、会計年度任用職員もその対象であり、この提言に沿った対応を国に要請するとともに、市独自でも支えることを検討すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いするものであります。

○委員長（竹花邦彦君） 要するに、これでしょう。現在の1年雇用を複数雇用にするようにすべきだという趣旨でしょう。

○委員（落合久三君） そうです。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 宮古市におきましては、再度の任用、更新であります、回数の上限は加えておりません。ですので、3年目で終わりとかということはありませんので、それ以上でも一年一年、必要があれば更新をしております。

○委員長（竹花邦彦君） 落合委員。

○委員（落合久三君） それは非常に大事な答弁だと今聞きました。ということは、言葉を換えますと1年ごとに公募はしないという意味ですか。

○委員長（竹花邦彦君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） これは、1年ごとの更新というのを再度の任用と言っているわけですが、これにつきましては、新年度においてもその職があることとか、あるいは本人の勤務実績、人事評価等も実施しておりますから、その状況なんかも勘案して再度の任用を行っていくということで、その状況で、再度の任用がない場合は公募を行いますけれども、再度の任用をする場合は公募は行っていないと。それについては2回までとか3年とか、そういう上限は設けていませんよというところでございます。

○委員長（竹花邦彦君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうしますと、総務省がこの制度を導入するときに事務処理マニュアル（第2版）というのを結構私も一応読んでみました。A4で42ページにわたる結構膨大なものが出て、これに基づいて会計年度任用職員の身分やいろんなことが書いてありますが、ここでは今、総務部長が言った、市長が答弁した、今私が端的に、市はそういう上限を設けていないということは公募はしないんですねと聞いたのに対して今、部長は、本人の希望を聞いて過去の勤務実態を見た上で、要するに更新するということは言ったんですが、私が聞

いたのは、別の言い方で公募はしないということですかと聞いたのは、その点はどうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） すみません。ちょっと説明が悪くて申し訳ございませんでした。

再度の任用、その方を来年度もこの職員に就いていただくという場合においては、その職については公募は行わないということでございます。

○委員長（竹花邦彦君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そう思って、先ほど言ったようにあくまでも会計年度任用職員、今働いている方の希望、意向、それがベースになるんだらうなというふうに思うんで、そういう引き続き働きたいという希望、意向を持っている方の分は公募しないという意味ですか。

○委員長（竹花邦彦君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） まず、その業務が翌年度もあるかというところ、ちょっと順序のところなんですけれども、翌年度もその仕事があつて、前年度で終了すれば当然その業務はないから公募はできないわけです。そういうのがあつて、あとは本人のもちろん希望するかというのもありますし、あとは本人の勤務実態等もあります。そしてあとは、例えば勤務実態というのには、極端に例えば休みがどうかというか、そういうのもございますが、そういうのを勘案してやるということで、まず、翌年度にその職があるか、そしてその業務に関して会計年度任用職員の方を翌年度も任用するかどうかということでもあります。その任用に当たっては、先ほど言ったようなところを勘案して再度の任用をするかどうか決定するということで、まず翌年度にその職があるかどうか、仕事があるかどうかというのが先になります。

○委員長（竹花邦彦君） よろしいですか。

落合委員。

○委員（落合久三君） 言っている意味はよく分かります。ということは、例えばある職場で今働いている、その今働いている部署が翌年度以降もあるかどうか、今そう言いましたよね。

○委員長（竹花邦彦君） 部署ではなくて仕事の内容があるかどうか。

○委員（落合久三君） 部署と言ったのはちょっと誤解を与えますが、今やっている業務、仕事の中身が翌年度もあるもの、例えばコロナがこの間大発生しているんな仕事が、住民ニーズが多様化していることも含めて、あとは最近のことで言えば、5年、10年前にはあまり聞き慣れなかった空き家対策だとか、こういうのはもう明らかに最近、市民のいろんな行政に対する要望が広がっている、それに対応して住民サービスも広がってきている、それに関わる職員がどうしても必要になる、そういう下でこれがなっているという側面があるのはもう私も十分分かるんです。

それで、今、部長が言ったのは、確認の意味で聞いているんですが、今やっている仕事の中身が翌年度以降もなくなれば、これはその限りでは、これはやりたくてもしょうがないわけですから、そうならないというのは分かるんですが、従来は、私の理解は、公務員の皆さんは一生懸命働いてきた、ところが任期の途中でいろんな事情があつて辞めざるを得ない場合というのが今までもありましたよね。家庭の事情、自分の体の健康上のことで年度末までじゃなく途中で辞める。そういう場合に初めて欠員になった部分を補うために公募にかけるといふように、私はずっとそういうふうなものだと思っているわけです。

ところが、いや市長の答弁はとてもいいのでそこは受け止めた上で、国が示している会計年度任用職員の導入の仕方の条件は、原則1年で2回更新できるから、結局働き始めて3年までは稼げる。しかし、毎年公募に

かけるんだという縛りは、宮古市の場合は事実上もうないということで受け止めたんで、その限りではすばらしいなと思って聞いたんですが、改めてそういう意味なんですよ。

○委員長（竹花邦彦君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） まず、会計年度任用職員さんを初めに任用する場合は公募を行うわけです。その際は、こういう仕事でこういう勤務条件ですということで、その業務に関して応募していただいて任用するわけでございます。ですので、あとは先ほど来申していたとおり、その業務が翌年度もある、その業務に従事している会計年度任用職員の方が勤務実態等もそのとおり、再度の任用にふさわしいということになれば更新するわけでございます。

そういうわけで、先ほど来申していたとおり、委員が先ほど申されたとおり、そこに回数あるいは年数の制限等は設けていないというところでございます。

○委員長（竹花邦彦君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今冒頭に、この2番目の質問で、市長のほうからは最初から宮古市はそういう上限は設けていませんと、事実上そういう答弁だったので、すごいなと、改めてそこまでは知りませんでしたので、このところは非常に評価をしたいと思います。

やっぱり何で最高裁判例でもILOでも、公務員に限ってですよ。民間のことを言ってんじゃないで、公務員の任用に当たっては、その持っている仕事の中身から見て、形態がパートであれ何であれ、本来そういう仕事に就く場合には正規職員として身分をきちんと保障して採用すべきだと、そうならないんであればそれを是正すべきだというのが最高裁の判例であり、ILOの提言の指示だったと思うので、そういう意味での原点に立ち返った会計年度任用職員の雇用と処遇の改善という点では、引き続き頑張ってやってもらいたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（竹花邦彦君） 次に、松本委員に質疑を許します。

松本委員。

○委員（松本尚美君） 私は、通告しておりますとおり、特別会計と公営住宅及び災害公営住宅管理事務について市長に対する総括質疑をさせていただきたいと思います。

まず、特別会計です。山口財産区、千徳財産区、重茂財産区、刈屋財産区についてです。

予算の説明資料では100ページということになっておりますが、質問通告をさせていただいている内容のとおり、山口、千徳、重茂財産区につきましては昭和16年の合併時に設置されておりますし、刈屋財産区は旧新里村の昭和30年ですか、そのときに設置されている。その後の平成17年の合併時においては、田老町有林があるようすけれども財産区にはしていない。また、その後の川井財産区については合併時に財産区の設定はしていない。刈屋財産区だけが、新里村時代にあったということで、そのまま新市に引き継がれているという流れであるということは申し上げるまでもないかもしれませんが、この財産区の設定をちょっと調べてみますと、遡ること明治時代だと言われるんですけれども、廃藩置県ももちろんなんですけれども、結構短期間というんですか、自治体というか行政区を合併したりそういったことがあって、国が入会地とかそういったことを中心に国有にしたという経緯もあったりして、なかなか合併が進みづらいということで考え出されたのがこの財産区ということで、平成の大合併時代には特例債とかそういったものであめがあったんですけれども、当時の合併においては財産区の設定というのがあめだったというふうに言われているんですけれども、市長は、まず

この辺の歴史的な流れ、合併を進めるためにあめだったという認識はお持ちですか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） あめという言い方がいいかどうかちょっとなんですが、やはり合併を進めるためには、その部分のその地域の人たちの権利をちゃんと守りながらいきたいという歩み寄りとかがあって、今現在にこういうふうに設定されているのかなというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） そうしますと、私先ほど言いましたように、平成の合併、また昭和の合併でもそうだったんですが、財産がありながらも財産区を設置しなかった地区もあるんですね。村も、旧村で言えばですね。平成の合併のときに財産区を設置しなかったという理由は、どのように市長は理解をしておりますか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） それぞれの地域の事情だというふうに思います。ですので、それぞれの地域の人たちがそのときにどういうふう考えたかまでは、現時点で私は分かりません。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 平成以前の合併については、やはり地域事情、そういった促すという意味で、私がこのあめという表現したんじゃないくて、識者の財産区の設置に関わっての中に出ていたので、それをちょっと引用させていただきました。

そういった意味で、促進する、促すということで、やはりその地域地域の権利ですね。旧村単位であればその村のエリアの権利、そういったものを認めざるを得なかったというのものではないかと。要は、そういう権利意識を本当にあまりにも前面に出すと合併が進まないということから、私はやっぱり、あなるほどな、そういう歴史的な背景もあるのだなというふうに理解をしておりました。

市長は、なかなか地域事情とかそれぞれあるかということで、理解がちょっと共有できないところもあるだろうというふうに思いますが、いずれ今、全国的にこういった財産区の設置した、いわゆる財産区といっても二通りあるわけですが、特に刈屋財産区の場合は特別地方公共団体という位置づけですね。権限とか限りなく制約は、この財産区に関わってだけの部分でありますけれども、そういった意味を持つわけですね。

ほかの財産区につきましては、現状の財産区は基金条例を設置して、それで収益でもって地域の住民の福祉の向上に資するということが明記されております。そうすると、合併してもその地域の人たちだけの福祉の向上に資するということになるんですね。やはり私は、80年経過し、また昭和30年の合併以降、もう六十七、八年経過するわけですから、一体感を持つということが前提であれば、自治法でもそう明記されているんですね。要は、自治法で言えば市町村の一体性を損なわないように努めなければならないということですね。

だから私は、これは歴史的遺産という表現もありますけれども、そういう今位置づけになってきているんじゃないかという認識なんです、市長の認識はどうでしょうか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） なかなか権利の問題に立ち入るのは難しいと私は思っています。ここの財産区を構成している地域の人たちがどのように考えるかというのをやはりよくお話を聞いた上で、市としてどういうふうにするのかというのは考えていきたいというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 今、市長の認識、私と共有しているものです。確かに市長のおっしゃるように、この権

利を認めているわけですね。認めているものをいきなりということは、これはまずやってはいけない手順かなというふうに思っておりますから、まずは、私はやっぱり議論といいますか、こういう一体感となれば、新市の中にこういった権利があつて財産区が設定されていますよということを限りなく市民に知ってもらわなきゃならないんじゃないかなと思うんですね。

財産区たるやどういうものなのかということをオープンにして、私はやっぱり知っていただく、そしてまた同時に、財産区の管理委員のメンバーを中心に今管理しているんですけども、そういった方々の意識がどうなのかということも市民が見える形でやっていかなきゃならないだろうなと。今日言つてあしたということには当然ならないと思いますから、そういった将来を見据えたオープンな議論をやっぱりしていく必要がある。そのためには、前段で市民にこういう位置づけで財産区が設定されて、今現状こうですよということを知っていただくということが必要だと思うんですが、市長いかがですか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 私はその順番が違うんじゃないかなと思います。まずは、その財産区の方々に、今合併した後もこういう財産区が権利としてあなた方の地域にありますよと、これを今後、財産区として管理していくのか、あるいは市として全体で、みんなで共有するものかというところもまずはお話をして、その後、例えば市のほうにとかいろんな話が出て、市全体の市民に対してお話をしていくというものだと思います。一応権利として持っているわけですから、そこの部分をやはり尊重してあげることは非常に大事なことで、順番を間違えるとちょっと何かプレッシャーがかかるような事態が起こるんじゃないかなというふうなことは懸念しますので、ここは慎重にいきたいというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 私は同時並行的にという提案もして、市長は、いやそうではないと、やっぱり財産区に関わる方々、市民、そしてそのエリアに住所を置かれている方々の考え方といいますか、そういったものを尊重したい。分かりました。そこはそれで理解をしたいと思います。

そのことの前提で、私が分析したわけではないんですけども、やはり財産区によっては、非常に都市部に近い財産区、設置されているところは結構財産を持って、その財産の運用益というのは非常に大きいところもあるんですね。そうすると、そういったエリアの方々、住んでいる方々は、その財産区の運用した施設とかの利用とか、それを非常に最優先といいますか、無償とかですね。でも地区外の人是有償ですよ、同じ町であってもですね。そういう差がついてしまっているということで、一部反発している地区もあるというふうに聞いています。

ただ、今回私が取上げさせていただいた財産区は、申し訳ないんですけども、財価といいますか、木が中心ですから、資産とすればですね。土地も当然ありますけれども、この財価がやはり今は低いんですね。分収契約を当然県ともしていますけれども、県も、ある財産区との契約、これはもう昭和43年に契約して40年の設定、これを80年にしよう、もうそういった契約内容なんですね。今切つてはマイナスになる、もしくはもうほぼ利益といいますか、ないという判断なんですね。なので、今後の財価がどうなるかということに委ねるという内容に私は見ていたんですけども、そういう今の時期ですから、私は一定程度理解が進む一つのチャンス、チャンスという言い方は変かもしれませんが、そういう時期に来ているんじゃないか。

それから、ある財産区の今、管理人をやってらっしゃる方々は、3世代、昭和16年当時の管理委員のメンバーの子供時代からもう孫の時代に入っています。どんどん世代交代しています。そうでない方も一部、少ない

ですがいらっしゃいます。80過ぎて、もう90ぐらいになるかなという。その方にもう後継者がいないんです、実際。でもその方が、なかなか理解が進まないということもあるかもしれませんけれども、それ以外の方々というのは自分たちも管理できないし、実際にですよ。責任持ってやるわけにもいかないしと、意見交換をちょっとさせていただきましてけれども、もうそろそろそういう議論を始めていいんじゃないかという理解をいただいて、私は理解したんですけれども、そういう財産区もあるんじゃないかと思うんです。

だから、基金は今持っていますけれども、これがある財産区は管理人の報酬で毎年200万円とか、刈屋財産区かもしれませんが、それで費やされていくと。ほかの財産区の実地管理人は、総会とか何か会議があったときにだけ来てもらう。幾ばくかの手当を出す。でも、極端に言うと、総会が成立する要件が正確には分かりませんけれども、聞いていませんけれども、来てもらわないほうが支出が少なくて済むという本音まで言っているんですね。だから、私はやっぱり今が一つの時期ではないかなというふうに思うんですが、市長どうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 各管理委員会あるいは管理会にうちの職員も行ってお話を聞いたりいろんなことをしていますが、松本委員がおっしゃるように、もっと内情をしっかりと聞いて相談しながら、財産区の在り方についてはお互いに検討して、どのようにこれから先をしていくのかということも含めて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 今日時点では分かりました。

くどいようですが、財産区に依存しなくて、これは学校林でもちょっとあったんですけれども、学校林は管理ができていないと。一般質問でも財産区の実地管理どうですかと、課題抽出を含めてどうですかという話もお聞きしたんですけれども、財産区は適正に管理されているという答えだったと思うんですが、やはり今後の管理の在り方も、どうしていくかということは財産区さんだけに委ねるのも非常に大変厳しいのかなという思いもある。そのほかに市は市有林を持っていますよね。これすらどう管理するかというのはなかなか悩ましい部分ですね。

ちょっと関連するということかもしれませんが、市が関与する部分をやっぱり全体を一回見直して、そして今後どういう管理をしていけばいいのか、一元化して管理していくかということは、私はやっぱり一つの歴史的な課題だと思っています。これがあと20年、30年たったら、そのときの財価がどうかということに左右されるかもしれませんが、管理人のメンバーというのは、ほとんどが初代から見れば3代、4代下になっていくんですよ。そういった権利意識もどんどん私はやっぱりなくなっているだろうと思いますし、なくなるだろうと思いますし、また、財産区の資産がなくてもその地区に何ら不便を感じない。宮古市、学校林であれば学校建設のために資金を生み出すということが目的だったんですけれども、今やそういうことがないですよ。じゃ、財産区でもってそのエリアで公民館、公共施設を建てるとか、そういったこともないんですよ、実際。だから、私はやっぱり今がチャンスだと、ちょっと繰り返しになりますけれども、あえて提言をさせていただきたいと思います。

じゃ、次の8款6項2目の公営住宅及び災害公営住宅管理事務について、予算説明資料の72ページですが、新年度の総合計画に基づいてということでしたが、市営西ヶ丘団地1号、西町災害住宅1・2号棟に太陽光発電設備を設置し、共有部のみ電力供給するという予算が計上されています。

これは、私は近内の災害公営住宅のときにもちょっと触れたんですけれども、共用部だけで小規模なものよ

りは、やはり屋根全体を活用してはどうか。また、宮城県の例を挙げて、災害公営住宅として屋根貸しするということも例に挙げて、もっとスケールアップしてやったほうがいいんじゃないかという提言もしたんですけども、今回、新年度、これ都市整備部が担当していますけれども、総合計画に基づいて、どうなんだろうな。宮古市、くどいようですけれども新里総合事務所の屋根、P P A展開しているわけですね。そしてその施設に電気を供給する。売り買いもするということですね。

今回、屋根ですけれども、災害公営住宅ですけれども、何でそんなレベルの話なのかな。何でこれ、総合計画に基づいて整合性があるのかということですね。市長どうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 市営住宅です。災害公営住宅ではないので。

これは、全体にやっていけばいいんですが、まずは国交省が公営住宅を改修する棟において太陽光発電をつけるのであれば2分の1の補助を出すという、その補助制度にのっとって今回はやらせていただくということになります。これから先、屋根を使った太陽光発電というのはまた別にやっていきたいというふうに、やらなわけではないので、まずは補助制度の中で外壁を補修したりするのに併せてこれをやっていくということになっています。

それと、P P Aも含めて屋根に太陽光を載せていくという事業もしっかりやっていきたいということでもありますので、これはこれとして、それからまた、屋根を使ってやれるところはやっていくというふうなことに計画はしています。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 先行して公営住宅の屋根を国交省のメニューでもって補助金2分の1を活用してやっていく。小規模なものだけでも、それだけじゃない、今後全体的に展開するという市長の今お答えでしたから、それはそれで理解をしました。

例えば教育委員会が所管する小学校の屋根、これ改修調査事業が入っていましたよね、新年度。でも、あの屋根、じゃ改修した後どうするのか。私は改修に合わせてやるほうが一番ベストじゃないかなと思うんですね。場合によっては仮設とか足場関係とか、そういったものが二重にかからなくていいのかなと。

だとすれば、やはり改修計画も総合計画の中にローリングの中で入れていくというのであれば、それに合わせて屋根を資源としてどう使うか、コストを低く、少なく済むようですから合わせ技でやる、これはやっぱり連携しなきゃならないんじゃないですか。その連携が、私は今できているとは思えないんです。市長はできていると理解しているんですか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ご指摘のとおりだというふうに思います。しっかり連携しながら取組を進めていくようにしたいというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 分かりました。

いずれ、今既存の小・中学校、学校施設グリーンニューディールという部分、これも先行して、売電はできない、自家消費だけですという話なんですけれども、この小・中学校の校舎の屋根、体育館の屋根、えらい膨大な面積があるわけですね。私はやっぱりこれは、通告にも書きましたけれども資源なんですよ。やはり、民間の戸建て住宅なり、アパートなり貸家なりの屋根の活用もさることながら、スケールとすれば民間の屋根

ですと、大きい屋根の住宅もあるかもしれませんが、20キロ、30キロなんていうのはまず難しい、屋根の形状にもよりますけれども。公営住宅なりそういった学校施設なりいわゆる公共施設の屋根というのは、ある一定のスケールの可能性はあるわけですね。私は資源だと思うんですが、市長、改めて伺います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） おっしゃるとおりだと思いますが、系統の問題もありますので、それらも含めてしっかり調べてやっていかなきゃならないというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） もちろん、東北電力の送電線の接続とか、エリアを広くする場合ですね。また今、自家消費型ですから、その建物で年間幾ら使うか、1日幾ら使うかと、それを想定した投資という部分、能力といますか発電量、あとは蓄電池を含めてどうパッケージでつくっていくか、あとは地域を広げてやれるかどうか、やっぱりこれは個々の判断といますか、個々に対応していかなきゃならないというのは私も承知していますから、いずれエリア全体、広く捉えるかどうかは別にして、私はグーグルマップとかアースを何か所か見てみましたけれども、やはりもったいないなと。ここは今後、改修計画も含めてなんですけれども、さびだらけの屋根に今載せるわけにいきませんので、これはやっぱり津軽石中学校のように新たにしたらば、それに載せることを前提に、かつての高峯部長は強度の問題があるとかということがあるんであれば、そういったこともしっかり調査して、荷重がかかるわけですから、彼はそういった課題があるから大きいものは駄目なんだという趣旨のお答えをいただいていますけれども、そういったものもちゃんと調査して対応していく必要があるんじゃないかと思うんですが、改めて市長、どうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） そのとおりだというふうに思います。きちっと調べて、そしてエネルギー・環境部、教育委員会、それから関係部署と連携しながら取組を進めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 分かりました。

民間住宅の場合、最初からパネルを載せるとなると屋根の形状がちょっと変えている部分もあるんですね。要は、パネルを設置する部分を段差といいますか、こういうのを設けて設置しやすくしているというケースもありますから、そこは後で困らないように、屋根のメンテを含めて、またパネルのメンテを含めて収まるように、コストの部分もありますけれども、連携して取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一点のポイントなんですけれども、脱炭素プロジェクトの位置づけなんですね。私は、やっぱり震災後にブルータワーリーディング、あれも大変期待してたんですね、水素、電気も含めて。一番は水素だったんですけれども、なかなかこのリーディングプロジェクトというのは、スマートコミュニティもあるかもしれませんが、その流れに今あると言えればそれまでですけれども、SDGsも含めて地球温暖化、そしてCOPも含めて、これは宮古市も脱炭素宣言しているわけですね。これがやっぱり一つの大きな政策目標でありますし、それに付随する、つながる事業がこの宮古をどう変えていけるか、将来ですね。また変えるか、総合計画が最上位計画と言えればそれまでなんです、私は宮古においてはこれが一番最優先度の高い計画、プロジェクトだと思うんですが、認識だけでいいです。市長はどうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） そのとおりだというふうに思います。経営方針の中にもそういうふうにかかせていただ

いております。

ここ数年も、それから同じようにブルーチャレンジプロジェクトは、本当に残念だというふうに思っています。何せプラントが動かなかったのが、プラントが動くということでやらせていただいたのですが、本当に皆さんにも申し訳なく思っています。ただ、それを今回は再生可能エネルギーにしっかり取り組んで、その分を取り返したいというふうに思っております。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） ぜひ期待をしたいと思います。

条件的には、市外資本中心ではなくてやはり市内資本中心、地域主体、これが原則というふうに思いますし、地元でできるものは地元、やっぱりそういったものをしっかり育成するということも含めて、育てるということも含めて取り組んでいただくことを期待したいと思います。

以上で終わります。

○委員長（竹花邦彦君） 昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後１時といたします。

午前１１時５１分 休憩

午後 １時００分 再開

○委員長（竹花邦彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、田中委員に質疑を許します。

田中委員。

○委員（田中 尚君） 30分の中で４項目、大丈夫かと隣の方から心配いただきましたが、私の質問は、確かに４項目ですけれども大きくは２つであります。何かといいますと、経済の地域内循環をどう具体化するか、これが一つであります。もう一つは健康増進施設の在り方、この２点で市長の見解をただしたいというふうに思います。

まず最初に、２款１項５目の部分であります。これは庁舎の管理事務ということで通告しておりますけれども、さらには公営住宅の管理という分野もございます。大変、庁舎、そして公営住宅ということで、午前中の松本委員とはまた違った意味で経済の地域内循環を促す大事なやっぱり予算が確保できているという思いがありますので、残念ながら、ここで通告してありますように、現在の状況と何ら変わり得る状況にはなっていないというのが私の受け止めであります。まだ決まったわけではないですけども、情報の中ではですね。

そこで端的に伺いますが、市長のリーダーシップということで、それぞれの業務の発注に当たって地域内経済循環を具体化するという視点が市長の中にあったのかなかったのかについて伺います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 常に市内の経済を最優先という私の基本的な考え方に変わりはありません。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 考え方がそうだとすると、その考え方を裏づけるといいますか、実行に移していく、そういう意味での政策的なイニシアチブを取り得るのは、部長以上にやっぱり市長だというのが私の理解であります。

そこで、ここは入札あるいは工事じゃないので、事務の委託等々ですね。自治法上の絡みも絡んできますけれども、要は市長が思っているような方向に結果として業者が決まらない状況が生まれていることについての、

市長がその辺でどのような工夫なり、あるいは指示なりをなさったのかということを伺っているわけであり
ます。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 庁舎の管理委託であります。市内の中でこれができるのであれば市内の中でやって
いただきたい、そういうのがこちらの思いです。そういう意味でプロポーザルで発注をかけているわけであり
ます。残念ながら宮古の業者は1者であります。それから宮古以外、盛岡の業者が1者と、今現在管理している
会社が出たわけでもありますので、その中でプロポーザルの審査をしましたら、現在やっている会社のほうがプ
ロポーザルの内容がよかったわけですので、そちらが管理をしていただくと。この庁舎の管理に関しましては、
これは質問する前にもうしゃべっていいのかもしれないですが、全体を管理していただく場合に分けたほうが
いいんじゃないかというような考えもあろうかというふうに思いますが、市としては全体をしっかり管理して
いただく人が我々としては理想なわけですね。ですのでそういう形を取っています。ただ実際は、そこの中で仕
事をしていただく場合には、部門部門で宮古の業者が仕事を大部分はやられているというような現状がありま
すので、そういう意味では、宮古市内の経済的な部分のものは、ある程度は担保されているのかなというふう
に私は思っています。

ただ、いつまでもそういう状況じゃなくて、本来ならば宮古の事業者の方々が全体を管理するような、そう
いうものを担っていただくように勉強していただいて、そのような形に将来は持っていっていただければいい
なと私は思います。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） プロポーザルの一番の特徴といいますか、市のほうから見てこういう契約方法が合理化
される最大の根拠は、受託業者の提案が優れているということに尽きるというのが私の理解であります。だと
すると、今回は1者しか応札しなかったわけでもありますから、優れているも比較のしようがない、そういう実
態ではなかったかと思うんですね。ごめん、公営住宅のほうか。失礼しました。ちょっとごっちゃになりました。

そうした場合の庁舎の総管理についての言わば受託業者の提案の最も優れた部分、言葉を変えますと点数
じゃないですよ。市のほうでそこを評価した部分、本当は市長に聞くのはちょっと細かくて恐縮だなという思
いはあるんですが、あえて最終決着者は市長であり、我々議会ですので、そういった部分で改めて、その事務
に関わる部分でもあるので、何がプロポーザルでいった場合の2者のうちの受託業者の提案の最も優れた部
分として評価された部分、当然特定にもリンクされるわけでもありますけれども、それは一体何だったのかとい
うことについて伺います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 一元管理する場合の業務内容は、整備の保守、それから維持業務、それから清掃業務、
それから警備業務、庁舎のサービス業務の4種類ございます。この中でトータル的に有資格者がしっかりいて、
この4つの部分をしっかり管理できるような状況をどちらが勝っているか。2者しかいませんので、3者、4
者いれどどこがどうというのがありますが、そういう部分を判断して、そしてトータルとして管理できる業者
のほうにプロポーザルを選定するという形になったものであります。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ですから、その部分での2者のうちの受託業者と外れた業者の提案の中でどういう提案

が勝ったのかということを聞いております。

○委員長（竹花邦彦君） 若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） プロポーザルの審査の中では、その実施体制ですとかどのように管理をしていくかというようなところにつきまして説明をいただいて、質疑しながら審議したわけですが、やはり先ほど市長から答弁ございましたように、4業務をこのように連携して使っていく、そして地元の業者さんにもできるだけ業務をお願いするというようなところで比較していった場合に、こちらのほうがそういうところが優れているというようなところで決定しているところでございます。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 逆に言いますと、初めからプロポーザルをかけた場合には応札してくる業者は限られるというふうなことが容易に想像できるわけであります。ですから、市長もおっしゃったように、例えば分割発注するとか、あるいは公共事業を例に取りますと、岩手県の場合には大きな公共事業の場合には地元業者と必ずジョイントベンチャーを組むことというふうなことで、やっぱり地元の業者の育成につなげていくというのはこの間の我々の到達点であります。今回は公共工事と違いまして管理業務でありますし、なおかつ契約方法とすれば言わば指定管理制度の下での具体化ということになっておりますので、5か年ということでありますが、市長がお答えになったように、地元の皆さんにも頑張ってもらいたいということが仮にあったとすると、私は5年でなくて2年、あるいは長くても3年、そういう期間の中で次はしっかりと地元を公募できるような体制を取る、その間は実際に業務の熟度を高めるために分割発注して、しっかりと地元の経済循環が生きるようなそういう方法だってあるんじゃないのかなというのが私の考えなんです、あえてそれをおやりになりませんでした。

なおかつこの問題、予算委員会での質疑のポイントは、管理者の資格があるかどうか、つまり経験と有資格者ということが何かポイントになったかのように私は聞いておりますので、そういった意味からすると、市長がお答えを述べておりますけれども、そこを抜け出す方法は、清掃は清掃、つまり細かく分割をして直接地元の業者に委託するという方法もあったというのが私の理解なんです。ですから、あえて市長はそういうふうなことも努力といいますか、やらなかったということで、プロポーザル方式ですとこういう結果になりますよ、それはもうやる前からそうなるでしょうというのが私の判断であります。そこはどうでしょうか。市長はそういう考え方がなかったのかどうか伺います、改めて。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 最初から決まったようなという言い方は、宮古の業者に対して失礼だと私は思います。きちっと宮古でやろうという気持ちがあって、やっぱりそこに参加してきた業者も一生懸命になってやろうとしている業者であります。ただ残念ながら、比較したときにやはり盛岡の業者のほうが管理がしっかりできるという判断を、今回はですよ、させていただいたので、そちらを採用させていただくということになりました。

分割というふうに言いますが、この中で分割している部分は宮古の業者がやっているんですよ。ですから、この5年間の間にそういう業者が、管理を任せられた会社がどうやっているかというのをそこから学んでいけば、次のやるときに、やはりできるところまでできるのではないかなというふうに期待はしております。ただ、そのまま仕事をずっと続けていけばそのようにしかならないんだというふうに思いますので、やはりその辺は市内の業者の方々にも、ほかから来てそういう仕事をしている人たちのことをきちっと見たり聞いたり、勉強したりしながらやっていただければというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 市長の期待感が示されたということで、そこは私の受け止めで、これだけやるわけにいきませんので、次の質問に移ります。

2つ目は、エネルギーの推進費について伺います。

これはここに書いてあるとおりでございますが、今私たちは一般質問でも若干触れたような気持ちがあるんですが、過去に。ずばり事業主体をつくるというのは初めから選択肢として示されております。ただし市長は、もう既に午前中の答弁にもございましたが、ブルーチャレンジプロジェクト以降、様々な大手業者が入った下での事業展開、つまり言葉を変えますと、県外の事業者が主導する形で来て、そこにどうやっばり地元の業者、さらには市民の皆さん方の事業参加を保障していくのかというのが今の段階での市の判断だというのが私の理解なんですが、その理解で間違いないですか。私はそう受け止めておりますけれども、市長に確認です。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ブルーチャレンジはまた別として、スマートコミュニティ事業というのをやられて、そこから太陽光発電をして、そして宮古電力会社をつくってやって、そして宮古新電力という電力会社をつくって、そしてやってきたという経過があります。このときも、最初に市内の業者も入っていたんですが、やる段階になってなかなか市内の事業主の参画がなかったので、まずは動かさないと先に進まないんで、市外の業者さんと一緒になって、宮古市も一緒になってですね。それで発電会社をつくり、そして新電力をつくってきたという経過があります。今後、そのような状況にプラス市内の業者あるいは市民も参画したような再生可能エネルギーの会社をつくって、そして進めていきたいというふうな思いでいます。

ですから、まだまだ理解が進んでいないと思うんです。ですからもっともっと理解してもらうように我々も努力して、ぜひ市一体となり、市民一体となって再生可能エネルギーを進めていきたい、脱炭素に向かっていきたいというふうに思っております。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そこで、通告の中に市が言わば主導する形でエネルギー公社、仮称でありますけれども、そういう事業体をつくるという選択肢がおりなのかどうなのか、端的に伺います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 究極的には公社というところまで行き着けばいいんですが、まずは一足飛びに公社というふうにはいけない、今の段階の中ですね。会計処理の問題でも連結してできないというような問題がありますので、まずは例えば夜間の連系、太陽光発電の会社をつくとか、それから国産中型風力発電の会社をつくる、あるいは再エネ設備の運転管理とか、それから維持管理、当然維持管理とか必要になりますから、当然ながらそういうところをする会社とかいうのをぜひ宮古市内の事業者、それから市民と一緒に設立を目指してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 今の市長のお答えを確認しますと、いわゆる連結決算等会計法上の制約があるために、考え方からすると私の質問に沿うような形で考えてはいるんですけれども、その一つの障害として、連結決算という表現をなさいました。言葉を変えますと会計法上の制約というふうに私は理解するんですが、だとすると、この間どんどんやっばり地元主体でエネルギー公社的な事業体をつくってきているのは隣の久慈市であります。ここは100%地元出資ということで前の県土整備部長さんからの説明もいただいてまいりました。それ

から、九州の福岡県のみやま市、ここはもう文字どおり市主体で、中心を担った方が、あそこは九州電力ですかね、福岡ですから。宮古でいうと東北電力の社員の方を雇って、そして専門ですから餅は餅屋ですから、そしていろんな制度が不十分な中で事業展開してきているのが福岡県のみやま市であります。そういったことを考えたものですから、市長がおっしゃるような様々な制度上の縛りがあるというのは私の頭の中にはなかったんですよ。そういった意味で半分そうかなという思いもありますので、現実には今度は市が積極的に関わって、どうかすると限りなく市の直営に近い形で成果を上げている自治体もあるということから聞いたわけでありませう。

市長のお答えですと、様々な制約を乗り越えていくためにプロセスを踏んで、取りあえずは夜間連系太陽光発電、様々な事業を通じて市の参画と市内の業者の参画をつくり出しながら、いわゆる、あくまでも仮称ですから、公社の設立に持っていきたいという答弁でありました。私の提起に対しましては駄目だよとは言っていないんですが、ただ、そこをやっぱり早くやるべきだという私の質問通告でありますので、市長からはそういうふうなプロセスが示されましたので、ここはここで私も、市長が認識されております例えば連結決算しなきゃないだとか、会計法上の縛りがどういうものかちゃんと調べた上で、また改めて取り上げてまいりたいというふうに思います。

そこで、3つ目であります。

午前中にも西村委員が取り上げました。これはちょっとまた違った次元なんですけど、私はもっとやっぱり市民の生活スタイルの中で、木質バイオマスという事業がもう既に実施されておりますけれども、予算が少ないし実績も少ない。私の受け止めは、これは結構安くないんですよ。様々な種類がありまして、何年ももたない。ストーブはそれなりの値段です。やっぱりちゃんとしたものはそれなりのいいお値段だということになりますので、そういうことを考えると、3分の1、上限10万円というこの補助制度をやっぱり見直す必要が、ある意味市民生活レベルで冬季間の長い宮古市民には一つの石油に代わるものとして、ストーブの普及を促す意味でこれをやったらどうですかということです。具体的には現在の上限10万円、これを見直す必要があるんじゃないかという私の受け止めでありますけれども、市長はこの点については今の填補で十分だということなのかどうなのか、伺います。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） まきストーブとかペレットのストーブとか、そういうものに関する制度上は、大体様々な市町村で行っているのはこの程度であります。ただ、これに限らず、例えばまきストーブからボイラーにお湯をつくる、そしてそのお湯を使って暖房にするとか、それからお風呂に使うとか、様々なものに特化していくようなものも今我々としても考えています。そういうものにいくときには、確かに10万円ぐらいの補助ではなかなか補助率は低いのかなというふうに思いますので、そういうものも含めてこの補助制度に関してもこれから検討していきたいというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私は、ターゲットが極めて明快であります。木質バイオマスストーブをやっぱり普及させる必要があると。そうしたときに、市長はさらにそこからストーブの機能の広がりにも着目した上で、そういうふうな状態が生まれたら、当然10万円では足りなくなるので見直しの必要性は感じているという答弁であります。私は、端的に通告したとおりであります。木質バイオマスストーブの普及を促す意味で、やっぱり現行の10万円の上限を見直す必要があるんじゃないかというのが市長に期待する質問でありますので、この点

に絞って、広げないでもう一度お答えいただきます。

○委員長（竹花邦彦君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ストープ類ではありますが、平成18年からこれ、事業を開始いたしております。その結果、ペレットストーブが今までに27基、まきストーブが158基、それからペレット、まき兼用が16基、全体で201基これまでに導入されています。これが多いのか少ないのかは判断の分かれるところではありますが、だんだんに26年ぐらいがちょうどピークであります。少しずつ下がってはきておりますので、この補助金に関しては、これを上げる意味でも少しやっぱ検討の余地があるのかなというふうに思っています。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私がなぜこれを通知したかといいますと、宮古市は脱炭素先行地域の指定を受けました。この下で今までの事業の規模をギアチェンジすると。そのギアチェンジのきっかけになるのが、例えば3分の1の補助を2分の1にするとか、そういったことで補助の基準を変えれば、当然私は普及がさらに広がるということですので、そういった意味で質問しておりますが、今実績が紹介されました。これはこれとして参考になりますので、大事なことは、この数字に満足するのではなくて、やはり広げていくということ、そういうお考えはおありですね。そのための一つのツールが私は助成金制度の拡充じゃないかというのが私の受け止めでありますので、市長にも、ちょっと前提がつかますけれども、方向は同じような考え方で答弁いただいているなという理解なんです、そこはそこで市長の考え方を私なりに受け止めて、これのやっぱ加速化を期待するということで、次の質問に移りたいと思います。

最後になりますが、老人憩いの家の運営事業についてということでさせていただきました。

昨日は、利用者の方々から存続に向けた署名用紙が届いたというふうに伺っております。対応されたのは山本市長と、桐田副市長さんも一緒かな。事前にはそういうふうに私は聞いておりましたが、ずばり言われて、この数値では安庭山荘のみが、つまり小田代山荘はもう新年度、4月1日からやらないんだということが予算上も提案されておりますけれども、関係者にそういうふうな意向を伝えたのはいつになりますか。

○委員長（竹花邦彦君） 廃止の意向という意味ですか。

○委員（田中 尚君） そうです。

○委員長（竹花邦彦君） 多田企画部長。

○企画部長（多田 康君） 市の方針としては、公共施設の再配置計画が出ておりますので、委員ご存じのとおり平成28年でございますが、今回の具体的な方針を伝えたのは2月ということになります。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 大変この面で言えば、私は逆な意味でその評価にもつながりかねない部分があるんですが、物すごいスピードです。3月でやめるのに2月に伝えた。実際に陳情なされた方のお話を聞いたら、ちょっとまたそこは微妙に違うんですね。もうちょっと、3月の初旬のあたりだとかというふうな話にも私は受け止めだったんですが、何よりも大事なことは、小田代山荘の利用者の皆さん方にはご迷惑はかけません、ちゃんと送迎をして、つまり入浴サービスはグリーンピアで保証しますというのがこの中止理由の大きな理由だと伺っております。だけどお話を聞いたら、小田代山荘には例えば足の不自由な方がいて、行っても風呂に入ることによって非常に満足して楽しい生活ができる。グリーンピアですと、車で送迎をして、決められた時間内で入浴して終わりになるんですね。なおかつグリーンピアの入浴施設まで、例えばつえをついて行くような高齢者の方々が本当に行けるのかという問題もありますし、問題はその合間にいろんなものを持ち寄って料

理をして食べたり、物すごくやっぱり楽しい、文字どおり老人憩の家としての事業がもうたくさん生まれているところが小田代山荘なんです。グリーンピアに移して今ある小田代山荘の入浴サービスはこちらでやりますよというのは、これは行政の私は発想だなと思っているんですね。

大事なことは、あそこに昼間に集まって、そこで時間にとらわれることなく楽しみながら、自分たちが作った産直のものを持ち寄ったりお料理もしたりして、これがグリーンピアでもできるんですかという声も寄せられております。なおかつ、あそこの利用者が、残念だけれども小田代の地域の皆さんといいますか、そうじゃなくて全市的にいろんな方が利用していますよ。ですから、せっかくマイクロを向けていただいても誰も乗らないんじゃないかと、極端な話。そういうふうな指摘もいただいておりますので、ここはちょっとそういった意味からすると、しっかりと関係者の皆さん、特に管理者の皆さんあるいは利用者の皆さん方のそういう声をしっかり受け止めた上での政策決定になっていないというふうに私、判断したので、ここはやっぱり市長に改めて間いただく必要があるなと思っております。

大事なことは、住民参画でありますから、市長もおっしゃるようにね。なおかつ同じような施設を考えたときに、老人憩の家ということで出てくるのは安庭山荘であります。それから午前中に議論になりました川井地域の横沢冷泉ですね。あそこは言わば温泉施設という、どっちかというグリーンピア施設に近いような形であります。そうなりますと、私はやっぱり大事なことは、高齢者の方々が体を温める、お湯につかる、極端なことを言いますが、必ずしも温泉でなくても健康増進効果が高いんですよ、入浴することによって。そこに人工的な様々なものを加えてやっているのがグリーンピアです。あそこは温泉じゃありません。それから、市内の銭湯屋さんでいいですと旭湯さん、田の神、ここも人工温泉という言い方をしていますので、やはりここはしっかりと、地元の皆さん方からそういう署名も寄せられておりますので、ちょっとここは拙速な政策決定にならないように、そういった意味で、いつ通知をしたんですか、どういう反応だったんですか、どういう方法で関係者の皆さんの理解を得たというふうに判断したんですかということを私はあえて間いただきたくて、しかも不公平じゃないかと。公共施設の適正配置で決めています、だったらほかの地域でも具体化すべきでしょう。もっと言いますと、市内のホテル、温泉の方々があまりグリーンピアが我々と競合しても困る、あっちが利用が減れば我々がやっぱりその分あおりを食らうという声もあるんですよ。そういった意味でここは見直しを強く求めて、終わります。

○委員長（竹花邦彦君） 答弁は不要ですか。

○委員（田中 尚君） 時間があれば答弁いただければ。

○委員長（竹花邦彦君） 市長、答弁ありますか。

山本市長。

○市長（山本正徳君） これは平成28年からこういう話は出ていて、議会のほうにもちゃんとご説明してある内容でございます。類似施設があるものはできるだけ、ずっと使える状態ならいいんですが、もう老朽化して明日明日にも使えない、もう今年はボイラーを直すために1か月も休んでいたりしていますので、施設が。ですから、もう限界に来ている施設であります。ですので、公共施設の再配置計画にのっとってそれを類似施設がある田老地区の中でグリーンピアのほうに集約したいということで、この状況の中はヒアリングをしながら、確認しながらやったことでありますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（竹花邦彦君） 以上で総括質疑を終わります。

これをもちまして、本委員会に付託をされました議案第1号 令和5年度宮古市一般会計予算から議案第16

号 令和5年度宮古市下水道事業会計予算までの16件の各会計予算の審査を終了いたします。

説明員は退室をしてください。ご苦労さまでございました。

これより議案第1号 令和5年度宮古市一般会計予算に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。この採決は簡易表決で行います。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。この採決は簡易表決で行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号 令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。この採決は簡易表決で行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 令和5年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。この採決は簡易表決で行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 令和5年度宮古市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。この採決は簡易表決で行います。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 令和5年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算から議案第16号 令和5年度宮古市下水道事業会計予算までの11件について討論を省略し、一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第16号までの11件は、一括採決することに決定いたしました。

この採決は簡易表決で行います。

お諮りいたします。

議案第6号から議案第16号までの11件については、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第16号までの11件は、原案可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、令和5年度一般会計補正予算の審査を行います。

説明員は入室してください。

当局のほうはよろしいですか。

案件は、付託事件審査1件となります。

審査は、お配りをいたしております審査日程のとおり、議案第52号 令和5年度宮古市一般会計補正予算（第1号）の審査となりますので、よろしくお願いをいたします。

発言及び答弁は一問一答方式でお願いをいたします。発言の時間については、質疑、答弁を含めて1人20分以内としますので、質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いをいたします。

なお、必要がある場合には2巡目まで行います。

当局においては、場合によっては反問権も認めますので、よろしくお願いをいたします。

付託事件審査（１７）議案第５２号 令和５年度宮古市一般会計補正予算（第１号）

○委員長（竹花邦彦君） それでは、審査を行います。

審査は、歳入歳出一括で行います。

発言をされる方は、議案書のページ、款項目等を特定して発言してください。

それでは、発言をされる方は挙手願います。

〔「ちょっと委員長、その資料は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） タブレットに入って……。

じゃ、次長、教えてください。

○議会事務局次長（前川克寿君） ただいまタブレットに発信しました。

〔「タブレットに入ってます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） タブレットの議案第２集だっけか。

○議会事務局次長（前川克寿君） はい、２集に５２号という議案番号で入っています。

〔「新型コロナウイルス関連ですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） そうそう。そうです。新年度の補正予算（第１号）ですよ。議案第５２号 令和５年度一般会計補正予算（第１号）、コロナウイルスワクチンの関係です。大丈夫ですか、皆さん。まだ……。大丈夫ですか。

○議会事務局次長（前川克寿君） ただいまタブレットのほうに信号発信して、まず議案にたどり着けるようにしてあります。あと、同じ委員会の予算特別委員会のフォルダに、いつも予算が出るとついておりました主要事業一覧表、あと内訳ですか、２つ、歳出内訳と一覧表もございますので、そちらも参考に審査をお願いいたします。

○委員長（竹花邦彦君） よろしいですか。大丈夫ですか、議員の皆さん。

それでは、改めて質疑をされる方、発言をされる方、松本委員と畠山委員、長門委員、３人ですね。

それでは、長門委員。次は松本委員です。

長門委員。

○委員（長門孝則君） 今回、ワクチンの接種は２回やるということなんですか、どうなんですか。その辺まずお聞きします。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 令和５年度の新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、まずは秋開始接種がメインで、そこは５歳以上の方が全員対象になります。それを前倒して、重症化リスクの高い方、高齢者の方であるとか、あとは基礎疾患をお持ちの方、それプラス医療従事者、介護施設等従事者については、春開始接種として前倒してもう一度行うという形になります。なので、春と秋２回の接種に関わる予算を今回計上させていただいております。

○委員長（竹花邦彦君） 長門委員、どうぞ。

○委員（長門孝則君） 高齢者の方は春と秋と２回やると。それから高齢者以外の全ての年代の方についてはどうなんですかね。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

- 健康課長（早野貴子君） 高齢者に関しましては春と秋2回になります。そのほかの年代の方については、年代といえますか、重症化リスクの低い方については秋以降のみとなります。
- 委員長（竹花邦彦君） 長門委員。
- 委員（長門孝則君） そうすれば、高齢者の方は春と秋2回やるということですが、春はいつからやるようになるんですかね。
- 委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。
- 健康課長（早野貴子君） まだ具体的に宮古市が何日からということはお伝えできないんですけども、5月8日以降というところで国が決めておりますので、その日程で準備してまいりたいと思っております。
- 委員長（竹花邦彦君） 長門委員。
- 委員（長門孝則君） 何か5月8日というのは、コロナの位置づけが5類移行ということなようですが、そうすれば、5月8日以降に高齢者の方は1回目をやるということなようですが、それと何か新聞報道でしたか、5月8日の5類の位置づけ以降は一部負担になるとかというふうに私、ちょっと聞いた記憶があるんですが、接種が無料になるのか、あるいは有料になるのか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。
- 委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。
- 健康課長（早野貴子君） 新型コロナワクチンの接種が特例臨時接種という予防接種法の中の位置づけがございます。これが今回、令和6年3月末まで延びました。この期間中に関して、特例臨時接種として位置づけたコロナワクチンについては自己負担はなしで行うということになってございます。
- 委員長（竹花邦彦君） 長門委員。
- 委員（長門孝則君） 令和5年度分については無料ということですよ。
- 委員長（竹花邦彦君） ワクチンはそういうことです。
- 委員（長門孝則君） ワクチンの接種料は無料と、5年度の2回分無料になる。
- 委員長（竹花邦彦君） はい。
- 委員（長門孝則君） 分かりました。
- 委員長（竹花邦彦君） 長門委員。
- 委員（長門孝則君） それから、ちょっと参考までにお聞きしたいんですけども、私も高齢者でワクチン4回接種しているんですけども、今度5回目になりますけれども、よく聞かれるのは、このワクチンの接種が本当に効果があんだべかと。私たちは当然効果があるということで接種しているんですけども、市民の中には結構疑問視している方もいるようなんですよ。そういうことで、どうなんですかね。国のほうから何か接種についての効果についてデータのようなものが示されているのかどうなのかなと、あるいは何か情報が効果の面でそういう情報でもあるのかどうなのかなと、その辺ちょっと最後にお聞きしたいと思います。
- 委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。
- 健康課長（早野貴子君） ワクチンの効果につきましては、感染予防効果であるとか発症予防効果、重症化予防効果、あとは死亡率を下げるといった効果があるかと思っておりますけれども、今回、令和5年度の接種に関しましては、この春以降開始接種、秋以降開始接種という形の2段階にした経緯につきましては、やはり重症化予防の効果は明らかにあるというところで、それをメインに国は組み立てております。そのために、発症予防効果としてのワクチンの効果としては短いもので、いろんな研究のデータがありまして、短いもので6か月、長いものでは1年効果が持続すると言われておりますが、重症化予防を防いでいくためには、高齢者に関しては

前倒して、秋まで待たずして、オミクロンが9月26日から宮古はスタートできていたかと思いますけれども、1年たつ前にですから、秋から今年度オミクロンの接種をして、そこから1年を経過する前に半年程度の経過のところ一度追加をしようということで、それは重症化予防効果が明らかになっているからというふうに私どもは伺っております。

○委員長（竹花邦彦君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） そうすれば、特に国のほうからそういう面でのデータとか何かというのは示されているということではないんですかね。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 今、6か月から1年と言いましたものは、先行して行っている諸外国のデータ及び研究者が各自行っているようなデータを、それについては厚労省の審議会を視聴することで聞いております。それでまとめたところ、いろいろな研究のデータの中から持続期間というのが6か月から1年というものを国として示しているところでございます。

○委員長（竹花邦彦君） よろしいですか。

松本委員。

○委員（松本尚美君） ちょっとかぶる可能性はないと思うんですが、今のやり取りを聞いていた部分もありますけれども、例えば長門委員が今4回やっていますよということなんですが、これ、まだ2回の人もありますよね。ゼロの人もあるかもしれません。個人的には私、3回なんです。なかなか電話しても日程が合わないんです、正直ね。そうすると、例えば今3月なら3月末の受付だけしかない、極端に言えばね。どこかで線を引いて、そして4月1日からの分はもう一回電話くださいという対応なんです。この辺、何か改善ならないんですかね。同じようなコールセンター対応ですかね。これなかなか、じゃ次また電話すると、ここの日はいっぱいですとかと言われる。そこのコールセンターの対応の改善、だから2回の人がいれば3回の人がいれば4回の人もありますけれども、じゃどこを優先するのかというのも、一問一答なのであれなんですけれども、そこはどうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） まず、先ほど申し上げましたとおり、当初このコロナワクチンの特例臨時接種の期間は令和5年度末までとなっております。それを今般、国が1年延ばした形になります。私どものほうといえども、3月末までの予約枠は確保していた状況でございます。

それ以降の枠につきましては、これ初回接種がまだの方、なので1回目、2回目を完了していない方は今後春以降接種、秋以降接種ということではなくて、その機会は確保してまいりたいと思います。そこに関しましてはコールセンターのほうにお話ししていただければ、ただ、かなり先のところを取ることはできませんので、やはりある程度枠数を決めて、ワクチンの配分を見ながら枠数を決めていく必要がございますので、例えば今現在4月のを取りたいということであれば、今後はその枠を確保していくところでございます。今急いでそれを進めているところでございますので、そのあたりをコールセンターにお話ししていただいて、その後からコールセンターから連絡が入るとかということが今後はできるかもしれないと考えております。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 数が少ないかどうか分からないんですけども、依然なかなかマッチングしないというのが、個人的にそうなんです。それは半年後ということではなくて、なかなか厳しいのかもしれないけれども、逆に言

えばそのコールセンターの対応、例えば少なくともやっぱり1か月以上、2か月ぐらいのスパンで一旦受けて調整して、駄目ならば変更、この日駄目ですよとか調整が利かないですよ、今ワクチンの確保の問題もあれば、この日が確保できないので別の日になりませんかというようなやり取りができるようにしてもらわないと、常にゼロベースになっちゃうんですよ、電話するたびに。次につながっていかない。だから、そこをやっぱり改善が必要だと認めるのであれば、そういう改善をしていくほうがいいのではないかなというふうに思うんですね。

個人的にはちょっとわがままなのかもしれませんが、やっぱり曜日指定したりすると、結構そこに集中している場合が多いのかなという思いもあるんですね。だから、じゃ今月いっぱいだったら、例えば4月まで受け付けるとしても、その間での曜日指定があつて、どうしてもここが空かないというのであれば次、5月の土曜日、ここだったら逆に連絡もらうとか調整して、そういう対応がいいのではないかなと。電話するたびにそこで1回切れちゃうという感じなんです、そこはどうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 委員のおっしゃるところも分かります。ただ、私どもとしましては、先ほど言いましたようにワクチンの量の確保と、それを効率的に使うための日々の枠数の割当てがございます。ですので、あまり長期にわたって予約枠を開放することは今時点ではそれは難しいと考えております。ただ、そういった方が出た場合に、コールセンターのほうでその方を書き留めておいて、翌月のが出た場合にご案内できるような体制は取れるのか、今後相談してまいりたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） この件は緊急というか、いとまがなかったと思うんですけれども、今度の補正ということで入れたと思うんですが、やっぱりやり取りして聞くのではなくて、何かレジュメじゃないけれども、説明する、我々も受けて、仮に聞かれたときには説明できる資料があればいいのかな。もちろん広報なんかにはまた載せるとは思うんですけれども、そういう対応を今回しなかったというのは何か、どうでもいいと思ったわけじゃないとは思いますが、やっぱり資料を出すべきじゃないですか、もっと詳しく。聞かなくても分かるようにですね。その上で質疑を受けるというのを、これちょっと教民さんにも説明しなかったんだろうと思いますけれども、どうですか。

○委員長（竹花邦彦君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤 貢君） 急にこの場での説明になったということは本当に申し訳なく思っているんですけれども、ただ、この国の方針が示されたのは最近でございまして、まして初めは秋だけだったのが高齢者に限っては夏になるというのも最近決まったことで、本来であれば議会のほうに説明してからというふうには思ってたんですけれども、今回そのいとまがなかったといったら大変申し訳ないんですけれども、お時間を取ることができなかったのこういうふうになったというのはご了解いただければと思います。それでなければ、必ずこういうのは説明はしてございます。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 国の対応に合わせて、タイミングもあったかもしれませんが。それは理解しましたけれども、ただ、今日に至っては今日までに国から示されている部分、こういう対応をしますよというのがまとまっているのであれば、整理されているのであれば、今日時点でもいいじゃないですか、資料があっても。今後はまだ詰めなきやならないところは、さっき課長も言って、まだ正式にこうだと決まっていなくて、公表できるものはないというのであれば、そこはそういう対応で記述があっても構わないんですけれども、今後、新

年度早々にワクチンをどうするかというのが、やっぱり我々も説明、聞かれたときに、それは直接聞いてというのもありかもしれないけれども、限りなく理解したいですね。ぜひ資料を出して……。

○委員長（竹花邦彦君） 菊池保健医療推進監。

○地域保健医療推進監（菊池 廣君） 今回は申し訳ございませんでした。国からの方針決定というのは3月7日でございます、1週間しかなかったという部分もございます。確かに教育民生常任委員会のほうにも説明しながら、同じ資料をこういった予算委員会場で提示できればよかったんですけども、それまで、部長が申しあげましたとおり、いとまがなかったというか、こちらのほうの準備も予算要求の基礎資料等を作るので手いっぱいだったので、今回はこういったことになりましたので、申し訳ございません。

今後、緊急を要するような案件でもできるだけ簡単な資料でもというのは、ちょっと言葉は失礼ですが、分かるような資料を提示できるようにこちらのほうも努力したいと思います。申し訳ございません。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） しつこいようだけれども、さっき言ったんですけども、今からでも遅くないのでタブレットに、事務局に届けていただければ配信して、共有が可能な内容でいいんですけども、可能な内容で、配信できるので、今ではなくても配信対応していただければと思います。どうですか。

○委員長（竹花邦彦君） あれでしょう。ちょっと私のほうから確認しますが、いずれ今はっきりしているのは、さっき説明をした春と秋の言わば高齢者は2回ですけども、そういうのが国で特例接種として新年度ワクチン接種をしますよという程度なんでしょう。

伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤 貢君） こちらのほうで内容を精査いたしまして、議会事務局を通してお届けしたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 畠山委員。

○委員（畠山 茂君） それでは、私は主要事業一覧表でお聞きしたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の中の新型コロナウイルスワクチン接種運営事業のところです。

積算根拠のところ新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料が1億1,500万円ぐらいあって、その内訳として下に個別接種と集団接種とあります。個別接種が9,600万円ぐらいで集団接種が1,800万円ぐらいということで、ここでお聞きしたいのは、この数字から見ると、今回新しいワクチン接種は個別の病院さんを中心にしていくのかなというふうに見えるんですけども、どのように接種方法は集団と病院、個別さんのほうはやっていくのか、そこまで決まっているかどうかとか、積算根拠が出ているのでその点をちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 国の方針といたしましては、令和6年度に向けて個別接種を中心に進めていきたいという考えが示されております。

令和5年度の宮古市の体制といたしましては、まだ医師会との協議が進んでおりませんが、人数がこれまでやってきてかなりの数いらっしゃいますので、特に高齢者に関しましては、ずっと日時と場所を指定する形で接種を進めてまいりました。そういうこともありまして、ある程度集団接種でも枠をつくって引き受けた上で、あとはかかりつけ医の先生でやれる体制も継続していくということで、数的には個別接種が多くなりますけれども、集団接種と個別接種で対応していく方針を今考えてございます。

○委員長（竹花邦彦君） 畠山委員。

○委員（畠山 茂君） 将来的には個別接種に移行していくんだという今説明だったと思います。

それで、先ほど課長もお話ししましたが、今までは高齢者の皆さんは場所と時間を指定されてやってきたわけですが、今回5月に5類に指定されることによって、感染状況がどう増えるか増えていないかという、接種率もこれから変わってくると思うんですが、いずれ接種の周知方法ですね。今までは高齢者はそういうふうに指定したり、あるいは広報に載せたりしてやってきたんですが、今後の周知方法も同じ方法なのかなというところをお聞きしたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） まずは、高齢者の方には、年齢でもって区切れるところに関しては接種券を送付するという形を考えてございます。基礎疾患そのほかの重症化リスクの高い方に関しては、ちょっと今後は事業者さんとも詰めながら、あとは以前行ったときにもやはり基礎疾患を有している方に関しては申出をいただいて、その方々に接種券をお送りした経緯もございます。その方法等を組み合わせながら接種券の送付と、あとは広報等を通じながらお知らせしていくということを考えてございます。

○委員長（竹花邦彦君） 畠山委員。

○委員（畠山 茂君） 先ほどの説明ですとまだきゅうきゅうの状況のようなので、これからも市民の皆さんに幅広く周知をお願いして、終わります。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私は、予算に関連する質問で、確認も含めて質問させていただきます。

実はワクチン接種、100%いかない理由の一つに、様々な情報を得ている方がいまして、私はどんなことがあってもワクチンは受けませんという方もいるみたいです。私が伺いたいのは、ワクチン接種後に急に体調を崩してお亡くなりになった方が宮古市内では何人出ているのかということについて伺いたいんですが、ちょっと私もそういう情報があるところで聞いたものですから、担当とすればそういう情報は幾つか把握されておりますかということについての質問です。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 副反応に関する被害の調査委員会、その申立て等がございます。それに関して、本市におきましては今1例の死亡事例について申請がありまして、それを国に進達して書類は出しているところがございます。その結果はまだ来ておりません。なので、ここでワクチンが明らかに因果関係があったとか、そういうことは申し上げる場所ではございませんが、そういう1例の申立てがあったということはお伝えしたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 申立てまでいなくても、ワクチン接種後に急に体調がおかしくなって、結果的にお亡くなりになってしまったというケースがあるのかなのか、また、そういう掌握が可能なのかどうなのかですね。特にやっぱり地域で話題になるはずなんですよ。地域地域には保健推進委員もおられますので、そういう意味からすると、そこにネットを張れば、つまり病気になられて体調を崩して命を落としてしまう、そういうケースもあるんですが、そもそもワクチン接種が引き金になって元気だった方が急に体調を崩して亡くなったというのが、今おっしゃったように申立てをした方以外にはないという、そういう認識でいいんでしょうか。確認です。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 委員さんおっしゃいましたとおり、例えば地域のうわさであるとかそういうのではあるのかもしれないんですけども、ここで私がそういうので関連があつてお亡くなりになった方がおりますとかという形では、私の立場ではそれはお答えすることができないと思います。

○委員長（竹花邦彦君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ある意味これは、例えば個人差もありますし合う合わないという問題もあるみたいですので、ただ、やっぱり私にしてみると、宮古市は健康推進政策の一つとして各地区に保健推進委員もおりますので、ご遺族の方々が納得がいけないということで様々な救済措置を求めて申立てをするしないにかかわらず、そこはやっぱりワクチンの接種後の言わば副反応ということで、実はファイザー社のほうが優れていたということが当初から情報されておりました。そこへいくと、モデルナ社の場合には様々な意味で副反応が非常に出る率が高い。当初は日本政府もだからファイザー社だよねということからスタートしたんですね。世界的にやっぱりワクチンの需要が高まって日本にもファイザー社のワクチンが入らなくなる。そういう下でモデルナ社のやつを使ったというのがこの間の経緯であります。多分、その方がどのタイミングでどのワクチン接種後に急に体調を崩したのかどうか分かりませんが、いずれ仮にそういったことが市内各所にあつたとすれば、ちょっとやっぱりここはここで十分その方の健康状態も含めてちゃんと正確に把握する必要があるんじゃないのかなというふうな意図から聞きましたので、現時点では訴えがあつたのは1件だけだという答弁で取りあえずは収めたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） すみません。今、田中委員とのやり取りを聞いていたんですけども、副反応の要するに実態把握というのは保健所もやっていないですよ。受け付けていないですよ。今は、亡くなった人の申請は保健所が受けるのかもしれない。市では、要するにそういった副反応に関する部分の受付というのか、そういうのはやっていませんよね。やっていますか。

○委員長（竹花邦彦君） つまり把握をする何か手段を取っているかということを含めてですね。

○委員（松本尚美君） そうですね。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 相談に関しては、副反応について市でもお話を聞いております。ただ、それを調査のような形でやっているかということであれば、それは市のほうでは副反応の調査ということは行っておりません。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 保健所もやっていないですよ。相談というのはどういうタイミングで、タイミングの問題もあるんでしょうけど。すぐなのか、一定期間たってからなのかというのもタイミングの問題はあるんですが、その相談窓口がありますよというのは広報なんかで載せていますか。

○委員長（竹花邦彦君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 県のほうにはお医者さん等おまして、そこで対応できるようになっておまして、その相談ダイヤルというのがございます。それは今までも広報で周知しておりますし、宮古市のホームページの中でも周知してございます。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 私が個人的な話をして申し訳ないんですが、感染して隔離された経験から言っているんですけども、保健所に相談というか、電話だったんですけども、電話したらば、接種した、私は特定のお医者さんというか病院でやったんですけども、そこに話をしてくださいというだけでしたよ。だから、何にも対応していないですよ。第三者の専門医なりそういった方に、じゃこの方に直接話をしてくださいとか、そういうアドバイスもゼロですよ。副反応については、これは保健所はやっていないんだな、だから市ではホームページに出ているのか広報に出ているのか分かりませんが、それもちょうと頭になかったので市にも当然電話していませんし、私、しばらく、周りの家族もそうなんですけれども、やっぱり副反応らしきものはあるし、私の知人でもドクターヘリで運ばれた人もいます、宮古病院から医大にね。だからそんなに、私の狭い範囲でも結構あるんですよ。ところが全体をつかんでいない、そして対応もするということはないというのが現状じゃないのかなと思うんですね。市が窓口で相談したから、じゃ専門医、もう一回検査するとか、何が原因かと追及するかといったら、しないんじゃないですかね。やるんですか、やらないでしょう。だから、副反応に関しては結構消極的だと思うんです。

そういったものが田中委員が言うように、闇サイトじゃないんでしょうけれども結構広がっているんですよ。うちの家内も結構そういうのを見ながら、あっこういうのいっぱいあるんだ、こうなんだと、こういうのが実態じゃないですかね。やっぱり改善する必要があるだろうし、それをそうでないよと、副反応もこうじゃないよというのであれば、やはりしっかりそこは周知していく。これは市がやるべきなのか国がやるべきなのか分かりませんが、県がやるべきなのかね。その対応は推進監に聞くしかないのかな。

○委員長（竹花邦彦君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤 貢君） 多分、うちのほうとしまして、医療機関とか、それから接種したうちのところの保健師等におっしゃっていただければそういうふうな状況は分かると思うんで、どうしてもやはり分かりかねる部分はございます。そんな中でそのようなお話があるというのであれば、改善するところがあるのであれば改善していかなくちゃならないとは思いますが、知るすべをまずどういうふうにしてやるかというのから考えていかなくちゃならないのかなというふうに思っています。そういう中で、広報になるのか、あるいはもっと、宮古市がやるのか、県と一緒にやるのか分からないんですけども、そういうふうな体調が悪い方はすぐ連絡をくださいというのは今までもやっているんですけども、それをもっとこれ以上やっていかなくちゃならないのかなというのを今、委員さんのお話を聞いて思ったところです。

○委員長（竹花邦彦君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 分かりました。

市が単独でやることでもないだろうなという思いもあるし、先ほど相談、保健所の女性だったんですけども、話をしたときには直接その接種したところに言ってください、なかなか言いづらいんですよ。あんたのところで接種したらこうだとか、正直言えないですね。特にかかりつけ医となれば、そこを選択肢となるとやっぱり何か感情的なものも出てくるだろうし、信頼感が云々となるから、やっぱりこれは国に対してやっていく必要があるのかなという思いもありますね。

それから、今のコロナだけではなくて、ほかの感染症もありますね。そうすると、タミフルなんかでもやっぱりいろいろ問題があって、命をなくする、自らなくする人たちも出てきたというのでいろいろ問題になりましたよね。だから、やっぱりこれは国に対して何らかの要請をしていかないと、今後、コロナの感染症だけではなくて、何か分かりませんが、そういったものが出てきたときにどう対応するかというのはやっぱり

国全体で考えていく必要があるんじゃないですか。推進監、お願いしますよ。

○委員長（竹花邦彦君） 菊池医療推進監。

○地域保健医療推進監（菊池 廣君） 松本委員おっしゃる部分、確かにそういうところはあると思います。

また、今のコロナワクチンの今回改めて5回目、6回目とかという回数が増えてきて接種する部分もございますので、そういった中で今まで出てきた問題がそのまま、素通りではないんですけども、普通の副反応と同じようにという部分がだんだん出てきているのかもしれませんが、そういった部分では今まで以上にいろんなケースが出てくるということを想定して、関係機関といろいろ情報を密にして連携を取っていくというのをするとともに、そういった事例が出た場合とかいうか、今後の対応についての国に対してのいろいろな疑義とかいうか、そういった問題というのでも提起できるようにいろいろ検討していきたいと思います。

○委員長（竹花邦彦君） よろしいですか。

○委員（松本尚美君） はい。

○委員長（竹花邦彦君） いずれかなり副反応に対する様々な課題が出されましたので、先ほど健康課長のほうから県の相談ダイヤル等もしっかりとここは皆さんに周知をしてきたという答弁がありましたから、改めてこちら辺も、新年度におけるワクチン接種の際は、副反応等があった場合はどこに連絡をすればいいのかと、この周知についてもしっかりと強化をしていただくように委員長のほうからもお願いをしたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） それでは、以上で議案第52号 令和5年度宮古市一般会計補正予算（第1号）の審査を終了いたします。

説明員は退室してください。

これより議案第52号 令和5年度宮古市一般会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。この採決は簡易表決で行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました案件は全て審査を終了いたしました。

皆さんにお諮りいたします。

本委員会に付託されました全ての議案について、ただいま全会一致で原案可決すべきものと決定されました。よって、委員長からの提案ですが、3月17日の本会議における委員長報告に対する採決については、討論を省略し、全て一括で採決するよう議長に申し入れたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、本委員会の委員長報告に対する採決については、討論を省略し、一括で採決するよう私から議長に申し入れたいと思います。

散 会

○委員長（竹花邦彦君） これをもちまして、予算特別委員会を散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後２時２０分 散会

宮古市議会予算特別委員会委員長 竹 花 邦 彦